

歴史津波研究における誤解されやすい地名について

Place Names of Easily Misunderstood Ones on the Study of Historical Tsunamis

松岡 祐也*・都司 嘉宣**・今村 文彦*

1. はじめに

近代以来、我が国では歴史津波に関して多数の研究が行われてきており、それらの成果によって、各地の津波被害の実態が分かってきている。このような研究では、古文書・古記録上の記載や伝承が多く利用され、史料上津波高の記載がなくとも被害記述を根拠として浸水高の考察が行われている。

そのような、これまでに書かれた歴史津波に関する文献について、都司・松岡（2011）は引用した史料の信頼度の調査を行った。その際に、引用史料名を挙げていない論文がしばしば見られることから、文献著者が引用した史料が何であるのかを特定することも同時に行なった。引用史料の多くは地震史料集に掲載されたものであり、参考文献として地震史料集の名前が挙げられているものの、史料集の掲載ページが書かれていらない（肝心の史料名すら書かれていらない場合も多数ある）ことから、手間のかかる調査であったが、多くの発見もあった。史料記載の地名を誤って理解し、津波高を推定しているものがあったことも、その一つである。都司・松岡（2011）にもそういった誤地名の一部は紹介しているが、それ以外にも地名を誤って理解しているものが多くあった。たとえ津波高の推定が正確であっても、記録された地点が誤っていれば、その地震・津波の規模・地震発生のメカニズムの推定を誤ることにつながりかねない。

本研究では、歴史津波について書かれた文

献中の地名の誤りを指摘し、どのような場合に地名を誤りやすいのか類型化することで、今後の歴史津波研究に生かしていくことを目的とした。

なお各地震史料集については、以後『増訂大日本地震史料』（全3巻）については実際に本文の編集を行ったのが武者金吉であるので『武者史料』、東京大学地震研究所発行の一連の『新収日本地震史料』は『新収史料』と表記し、第一巻・第二巻は（1）（2）と略する。例えば『増訂大日本地震史料 第一巻』であれば『武者史料（1）』、『新収日本地震史料 第五巻別巻五一二』は『新収史料（5）別5-2』という具合である。また1951年に出版された『日本地震史料』は『増訂大日本地震史料』の第四巻に当たるため、略称は『武者史料（4）』としている。

2. 具体的事例

歴史津波に関する各論文の引用史料について、都司・松岡（2011）は信頼度調査を行っている。この調査によって文献著者が地名を誤って理解している事例が多数見つかった。都司・松岡（2011）の中ではそのうちの一部を紹介しているが、これは史料から津波高を推定する過程における不都合や錯誤を指摘するものであった。今回はなぜ地名の誤理解が生じるのかを検証・考察する点が前回の研究とは異なっている。

以下において、津波イベントごとに地名を誤解していた論文を例示し、その誤りの理由について解説し、最終的に誤判断発生の類型化を試みる。

*東北大学 災害制御研究センター

**東京大学 地震研究所

表 1：1605 年慶長地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
高知県土佐清水市三崎	神奈川県三浦市三崎	『蒼屋雑記』	羽鳥 (1975b)
鹿児島県 西目街道	鹿児島県薩摩町 (さつま町)	『薩藩旧記後編 (島津龍伯書状)』	羽鳥 (1975b)
鹿児島県 東目街道	鹿児島県佐多町 (南大隅町)		
高知県安芸郡佐喜浜	高知県安芸市	『置文写』	村上他 (1996)

2-1. 1605 年慶長地震津波の誤解を招きやすい地名

1605 年慶長地震津波について調べたところ、2 論文で 3 件（4 地点）の地名に誤りがあることが分かった。

2-1-1. 『蒼屋雑記』に記された「三崎」について

羽鳥徳太郎 (1975b) は、1605 年慶長東海地震津波の被害地点と津波高の推定値を「Table2」にまとめている。この中で羽鳥は、『蒼屋雑記』に記された「三崎」について、これを神奈川県三浦半島の先端にある漁港「三崎」と解釈して、ここで「大津波、153 人死」であったと判断して、津波高を 4 ~ 5 m と推定している。なお羽鳥の原論文には引用史料についての記載はない。原文は次の

史料である。

史料 1 『蒼屋雑記』(『武者史料 (1)』p676)

慶長九年甲辰十二月十六日、夜亥ノ時、三崎浦大潮指、浦中男女百五十三人死、

ところで、石橋克彦 (1985) は『蒼屋雑記』について、『土佐国群書類從・第五十三卷』に収められており、元は土佐国三崎（現在の高知県土佐清水市三崎）の香仏寺という浄土宗の寺の記録であると指摘した。すなわち、史料 1 の「三崎浦」は高知県土佐清水市三崎である（図 1）。よって、羽鳥が「三崎」を神奈川県としたのは誤りとなる。別の県に同じ地名があることはよくあることである。この点は気をつけなければならない。



図 1：「三崎」(高知県土佐清水市三崎)

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による。右図中の丸で囲んだ寺が香仏寺である。

2-1-2.『島津龍伯書状』中の「西目・東目」の記載について

羽鳥(1975b)は「Table2」中で、「薩摩・大隅」について「大波寄せ死者あり」という被害より、1～2 m の津波があったと推定している。羽鳥が用いたと思われる史料は、次の史料2である。

史料2『薩藩旧記後編（島津龍伯書状）』（『武者史料（1）』p669-670）

(前略) 去十六日、東目より西目之浦浜大浪よせきりやみ事者不及申人もたゞうち取候、誠不思議之災難に候、(以下略)
慶九歟十二月十九日

龍伯花押

樺山權左衛門殿

この史料は島津家の先々代の当主・島津義久（龍伯）が家臣の樺山権左衛門に宛てた書状である。原文書は年次であるが、後に藩の公式な史料『薩藩旧記雑録』が編纂された際に、慶長九年のものだらうと推定され、「慶九歟」が書き加えられている。

さて、史料には「東目より西目之浦浜」と書かれているが、羽鳥は「西目」を薩摩半島、「東目」を大隅半島と考えているようである。しかし史料の記載からは「東目」「西目」が連続する浜であるように読むことができそうである。萩原尊禮他(1995)によると、この「東目」「西目」はそれぞれ「東目街道」「西目街道」という、鹿児島城下を中心とした街道であることが示されている。確かに、それならば史料にあるとおり「東目」「西目」が一続きの浜であることと矛盾がない。「東目」「西目」は半島ではなく街道と理解すべきである。

図2で示すように、「西目街道」は鹿児島からほぼ現在のJR鹿児島本線・肥薩おれんじ鉄道線の経路にしたがって熊本に至るルートで、鹿児島からの宿場は伊集院・市来・串木野・川内（せんだい）・阿久根・出水と進んで、ここで薩摩国・肥後国の境を越え、陳町（現在の熊本県水俣市の中心街）に至る。これに対して「東目街道」とは鹿児島から北の吉田を越え、ここで薩摩国・大隅国との境を越えて白銀坂の急坂を下って姶良を通り、この街道最初の宿場である加治木（現在の鹿児島県姶良市）

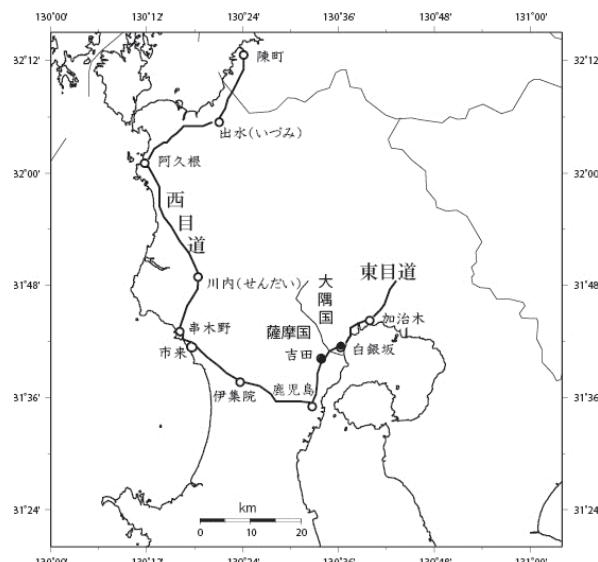


図2：鹿児島県の西目街道と東目街道

図中の白抜きの丸は宿場を示す。羽鳥は「西目」を薩摩半島、「東目」を大隅半島と理解したが、鹿児島市中央部を境にして、「西目」は出水市方面、「東目」は加治木方面（鹿児島から約10キロで大隅国に入る）へ向かう街道を指す。

島県姶良市的一部分)に至り、最終的に宮崎に至る街道である。以上で分かるように、薩摩国・大隅国の境は鹿児島の中心街から東目街道に沿ってわずか 10 キロほど北に行ったところで達する。しかし図 2 から分かるように、白銀坂から加治木までは大隅国であるが、地理的には大隅半島ではなく薩摩半島の上を通っている。したがって、この史料を収録した『武者史料(1)』に、編纂者である武者金吉による注記として「東目西自由来記、旧典類聚ニアリ、今之ヲ検スルニ、東西分界ノ処、分明ナラズト雖モ、大抵鹿児島ヲ以テ中心トシ、薩摩地方ヲ西目トシ、大隅地方ヲ東目ト為スモノニ似タリ」という記載があるが、ここでいう「大隅地方」とは大隅半島ではなく、鹿児島中心街の北 10 キロから始まる薩摩半島上の大隅国のことと言っているのである。この点に注意すれば、武者の注記記載は正確なのである。羽鳥は、この武者による注記「大隅地方」を大隅半島と誤解したのである。

2-1-3. 高知県崎浜の事情を記した古文書を広域の「安芸」と表記することについて

村上仁士他(1995)は、「表 1」の中に「安芸 3 ~ 4 m」という推定値を載せている。この記載では、「安芸」が高知県安芸市(狭)・安芸郡(広)のどちらを指すのか判断できない(図 3)。「安芸」について書かれた史料はいくつかあるが、たとえば次の史料 3 のようなものから津波高は推定されたと考えられる。

史料 3 『置文写』(『武者史料(1)』p672-673)

安芸郡崎之浜談義所之僧阿闍梨曉印
于時慶長九甲辰年、國々諸難立起之事、(中略)十二月十六日之夜地震す、其夥夜半に四海波の大潮入て、國々浦々破損滅亡す、
崎浜老女(若力)男女五十人、波に流死す、
(中略)隣在所を聞くに、西寺東寺の麓の浦分にも、男女四百人余死す、野根浦は仏神三宝の加護哉らん、潮不入、七不思議といふべし、(中略)談義所之住持讚岐国福家之出生権大僧都阿闍梨曉印、此置文を記

置者也、潮入所は談義所之履脱迄、中里鍛治二郎右衛門坪迄入、川は船場名本之前迄入、八幡宮の御権前高欄迄打詰、
慶長九甲辰年

この史料には、「談義所」を含めた佐喜浜(崎浜)の談義所の玄関内の履物を脱ぐ場所まで浸水したこと、佐喜浜集落の山際の小字である中里の鍛治・二郎右衛門の敷地まで浸水したこと、佐喜浜の集落の北を流れる佐喜浜川に沿って船場名本(地点未調査)まで海水がきたこと、佐喜浜川北岸の八幡宮では御権前の高い欄干まで海水が打ち上げたことが記録されている。すなわちこの記録には、土佐国安芸郡佐喜浜(現在の高知県室戸市佐喜浜)のことだけが書かれているのである。これをただ「安芸」と表記して、「旧安芸郡全体」あるいは現在の「安芸市」を意味するように読者に誤解させるのは不適切である。



図 3 :「安芸」(高知県)
白地図作成ソフト「Kenmap」により作成。史料に記載された地域は、安芸市を含む安芸郡一帯を指す

2-2. 1611 年慶長三陸地震津波の誤解を招きやすい地名

1611 年慶長三陸地震津波では、2 論文で 2 地点の地名に誤りがあった。

表2：1611年慶長三陸地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
神奈川県横須賀市浦賀	北海道浦河町	『ビスカイノ金銀島探検報告』	羽鳥（2000）
岩手県陸前高田市今泉	福島県相馬市高田今泉	『ビスカイノ金銀島探検報告』	羽鳥（1975c・2000）

2-2-1.『金銀島探検報告』の「Urangava」の解釈について

羽鳥（2000）は1611年慶長三陸地震津波の被害地点と津波高の推定値を「表-2」にまとめており、「浦河」での津波高を「2～3m」としている。地名の掲載順から、羽鳥は「浦河」を北海道浦河町と考えているようである。これについての引用史料は『ビスカイノ金銀島探検報告』である。長文に渡る史料なので、関係部分のみを以下に示す。

史料4『ビスカイノ金銀島探検報告』（『武者史料（1）』p701-703）

金曜日（西暦一六一一年十二月二日即ち我が十月二十八日）我等は越喜来 Oquinary の村に着きたり，
(中略)

日曜日(四日)我等は海路船に依りて引還し、前記の諸港湾の位置を測定し、今泉に到りて夜を過したり、同所に於ては、前記の海水漲溢の為め村の家は殆ど皆流され、五十人溺死したることを発見せり、之が為め我等は宿泊する所を得る能はず、日本人等は妻子及び財産を失ひて悲嘆せり、
(中略)

火曜日（一六一二年一月三日）我等は浦川への旅程に就き、翌一月四日水曜日同所に着き、我国民の安全にして、前記海水の漲溢は僅に其徵ありしも、此地に達せざりしを見て、司令官は大なる満足を感じたり、

この史料は当時来日していたスペイン人ビスカイノの記した記録である。彼自身も海上でこの津波を経験していることから、外国人の記録した慶長三陸地震津波記事として、大変重要なものである。この中で、「浦川」に

ついては「海水の漲溢」すなわち津波が観測されたことが記録されている。恐らく、羽鳥はこの記事に加えて『武者史料（1）』所収の『松前家譜』などの記事を参照し、「浦川」とは北海道の浦河であると考えたのであろう。

史料5『松前家譜』（『武者史料（1）』p696）
慶長十六年十月、東部海嘯、民夷多ク死ス、

史料5は江戸時代にまとめられた松前藩の歴史書であるが、こういった藩公式の歴史書は元となる確かな史料を元に編纂されるものであることから、この記事は信頼できると考えられる。史料5からは、確かに北海道でも津波被害があったことが分かる。しかし、ここでは「東部」とのみ記載されており、それがどこを指すのかは判然としない（この点については、都司ら（2012）のアイヌの津波伝承に関する調査を参照されたい）。

しかし、北海道で津波被害があったことが事実だとしても、これを「浦河」と解釈するのは誤りなのである。それは以下の2点から説明できる。まず、史料4で記されるビスカイノの航路を読み進めていくと、2つめの中略箇所で「相馬」に立ち寄ったことが記されており、岩手県（越喜来）から南下していることが分かる点である。南へ向かっていたビスカイノが突然北海道に現れるのは明らかにおかしい。

2点目は、そもそも『武者史料（1）』の地名の邦訳がおかしい点である。近年刊行された『仙台市史 特別編8』中で、史料4中の1612年1月3日の部分が改めて訳されている。それによると、『武者史料（1）』で「浦川」とされている箇所は、原文で「Urangava」と書かれていることが分かり、『仙台市史』は

「浦賀」であると訳している。『武者史料(1)』はこれを「浦川」であると理解したのだろうが、ビスカイノが岩手県から南下していた点と矛盾がない点から、『仙台市史』が正しいことが分かる。

このように、『武者史料』には邦訳や翻刻の誤っているものがある。このような誤りを防ぐために、少なくとも歴史研究者が編纂に携わった史料集や近年編纂された自治体史の資料編を確認するようにすべきだろう。

2-2-2. 『金銀島探検報告』の「今泉」の解釈について

羽鳥 (1975c) は「Table.2」に「今泉（相馬）」を示しているが、これを福島県相馬市今泉であると理解した。またその後に書かれた論文（羽鳥 2000）でも「表-2」中の「今泉 5—6 m」について相馬市の地名と考えている。今泉に関して書かれた史料は、「浦川」と同様『ビスカイノ金銀島探検報告』(史料 4) である。

ここで、1611 年 12 月 2 日から 18 日までのビスカイノの航海による移動日程を見ておこう(図 4)。地震津波のあった 12 月 2 日には、ビスカイノの一行は、越喜来（現在の岩手県大船渡市三陸町）に来て、ここで地震津波を実体験している。彼らはここで 1 時間あまりの地震の大揺れののち、約 1 ピカ (= 3.89 m) の津波を経験した。この夜はここの民家に宿泊した後、翌 3 日はさらに北上して、夜は根白（こんぱく、岩手県大船渡市三陸町吉浜）で泊まった。前夜宿泊地の越喜来と根白は直線距離にしてわずか 7 キロにすぎない。この両点は、隣り合う V 字湾の奥同士であって、船で行くには、この間の首崎の半島を外回りすることになる。この外回りの航路をとっても両点は約 25 キロの海上航路にすぎず、十分 1 日で達する距離である。そのさらに翌 4 日、ビスカイノの一行は「今泉」に着き（史料 4），ここで「村の家は津波のためにほとんど皆流され、五十余人の死者がでた」という悲惨な津波被害を目撃している。

さて、この「今泉」はどこであろうか。図

4 に示したように、「今泉」という地名は、岩手県陸前高田市、仙台市若林区、および福島県相馬市（当時は中村藩（相馬大膳大夫利胤）の支配地）の 3 カ所にある。羽鳥 (1975c, 2000) は相馬市の今泉と理解した。しかし、図 4 からもわかるように、前日 3 日の出発点である根白から相馬市新地の今泉までは、230 キロメートルもはなれている。24 時間休まず航海しても時速 9 キロ強の速度が必要であり、当時の帆船の航海で、1 日で移動することはほぼ不可能である。しかも「前記の諸港湾の位置を測定し」であるから、船をリアス式海岸の各港湾の測量をしながら移動したので、その 1 日の航海距離はいっそう短くなったであろう。したがって、この「今泉」を相馬市今泉と理解するのはとうてい無理である。

では、第 2 の今泉である、仙台市若林区今泉であったとしたらどうであろうか。この場合も、根白からここまで、約 200 キロもの距離があつて、事情は相馬市今泉とさほど変わらない。そのうえこの今泉は、砂浜の海岸から約 4 キロもの内陸であつて、航海している人が簡単に立ち寄れる場所ではない。なお海岸線の位置が当時といまとさほど変化がなかつたことは、ビスカイノを接待した伊達政宗自身が構築した貞山堀が現在の海岸線のすぐ近くを走つてることから了解することができるであろう。この第 2 の今泉もまた、候補として失格なのである。

では残る今泉である陸前高田市の今泉とすればどうであろうか。この今泉は、根白から直線距離でわずか 30 キロである。リアス式海岸の湾外に航路をとっても、約 50 キロにすぎず 1 日の航海行程として十分理解することができる。さらに、この間はリアス式海岸であつて、「測定すべき諸港湾の多数が存在する海岸」である。そのうえさらに、この今泉は大河・気仙川の河口にあって、外洋の風波を避ける天然の良港になつていて、ビスカイノの船も容易に停泊できたであろう(図 5)。ビスカイノの記録には、彼の乗った外航船舶の停泊に適するか適さないかの記述が見られ

る。仙台市今泉付近の海岸は海洋に直接面した直線的な砂浜海岸であって、とうてい船舶の停泊には適さない。

すなわち、結論を言えば、この「今泉」は岩手県陸前高田市今泉である。理由は、「浦川」での1点目と同様、ビスカイノの航路か

ら考えて、相馬ではおかしいためである。恐らく羽鳥は、『武者史料(1)』では「今泉」の後に「中村」すなわち相馬中村の記事があるために、「今泉」も相馬中村の一部なのだろうと考えたものと思われる。羽鳥(2000)は、これを引用しているため、同じ誤りになったのだろう。

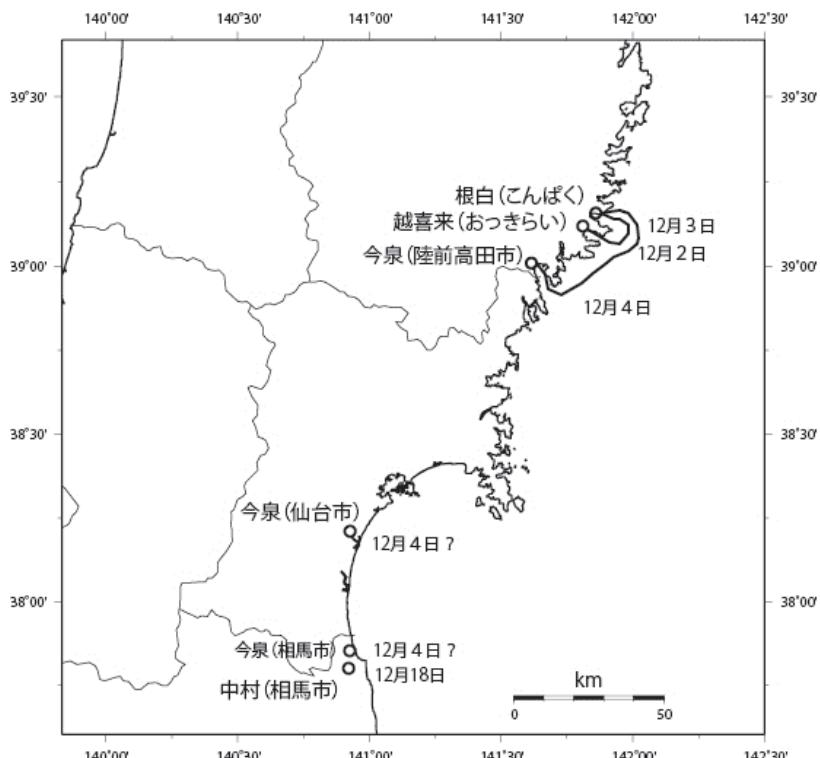


図4：1611年12月2日から18日までのビスカイノの移動日程



図5：今泉（岩手県陸前高田市今泉）。図は国土地理院の電子国土地図による

このように、史料集の記載順に引きずられて地名比定を行うと、誤りやすい。特に、地震史料集では地震及び津波に関わる記載がない部分は省略されている。A という地名の後

ろに B という地名があるからといって、この A と B が同じ市町村（郡）内であるとは限らない。地震史料集を利用する際の注意点の一つである。

表 3 : 1677 年延宝三陸地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
青森県むつ市田名部	岩手県普代村太田名部	『岩手県津波史 一』 (南部伯爵家所蔵日誌)	羽鳥 (1975c)
岩手県大槌町大槌	岩手県山田町関谷	『大槌支配録 下』 『大槌諸記録集』	羽鳥 (1975c)

2-3. 1677 年延宝三陸地震津波の誤解を招きやすい地名

1677 年延宝三陸地震津波については、1 論文で 2 地点の誤りがあった。

2-3-1. 『岩手県津波史 一』の「田名部」について

羽鳥は「太田名部(岩手県普代村太田名部)」について、「船多数流失、用水堤崩潰」という被害があり、ここから津波高を 3-4 m と推定している(羽鳥 1975c)。この地点について、根拠となる史料を調査した結果、『岩手県津波史 一』であろうということが分かった。

史料 6 『岩手県津波史 一』(『武者史料 (1)』 p878)

南部伯爵家所蔵の日誌によると、三年ころから頻々と地震あり、津浪の起つた十二日には戌の刻から間断なく地震あり、夜中に四度の地震あり、遂に大津浪となり、その後毎日地震で、地震は単に沿岸地方のみならず、内陸地方をも脅かした

(中略、被害表)

田名部浦 〈家屋流潰〉 —

〈船舶流潰〉 数多流多

〈塩釜流潰〉 —

〈田畑荒地〉 用水堤崩壊

〈支配管轄〉 田名部代官所

この史料は、明らかに近代になってから成

立した文献である。記事中に「南部伯爵家所蔵の日誌」とあるが、これは『御用人所雑書』という史料のことであろうとほぼ断定することができる。この史料の内容は信頼することができると考えられる。

史料 7 『御用人所雑書』(『新収史料 (2)』 p375)

三月大十八日、晴天、戌刻地震

一、当月十二日戌之刻より子ノ刻迄田名部
浦大地震仕、田名部用水ノ為、はやかけと申処ニ築置候堤破候之由、小浦通
きのふ下風呂、獵船皆々波ニ被取候由。
田名部より申越候旨、御代官波岡与三
右衛門今日披露之。

史料 6 中の被害表に「田名部浦」とあるものを、羽鳥は岩手県普代村の漁港である「太田名部」と理解した。しかし、「田名部」という地名を調べると、青森県むつ市の津軽海峡に面した海岸線上にもその地名を見つけることができる。これは現在のむつ市の中心街であり、むつ市小川町公園は南部藩時代には「田名部代官所」があったことが、むつ市の観光案内にも明記されている。さらに史料 7 の記事によると、「小浦通きのふ下風呂」で漁船の流失があったという。「きのぶ」とはやはり津軽海峡に面して、田名部の西側にある現在のむつ市木野部(きのぶ)のこと、また「下風呂」はさらにその西にある現在の青森県風間浦村下風呂(しもぶろ)のことであ

る。以上の考察から、上の史料に述べられた「田名部」は青森県むつ市の田名部であると断定できるであろう。(田名部・木野部・下風呂の位置は図6参照)恐らく、羽鳥は史料に「南部伯爵家」とあることから「南部=岩手県」と考え、岩手県内の地名を探した結果、「太田名部」がそうだろうと考えたのだろう。

この誤りは、南部が岩手県を指すものという先入観から生まれたものと考えられる。しかし、当時の南部藩は岩手県(中部・北部)と青森県(南部地方・下北地方)をあわせた領域を有していた。「南部」とあるから岩手県であると考えるのではなく、当時の南部領がどこまで広がっていたのかを調べることによって、このような誤りは防ぐことができるだろう。

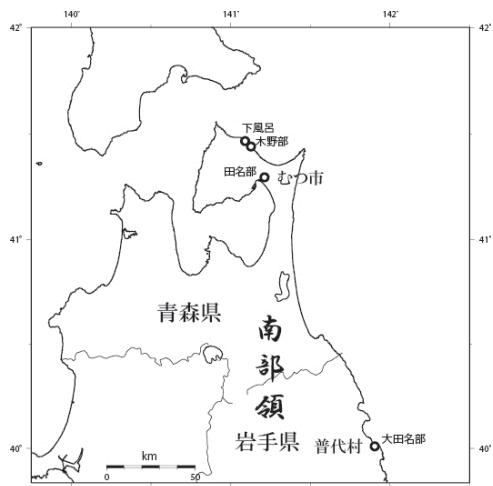


図6：田名部(青森県むつ市田名部)

2-3-2.『武藤六右衛門所蔵記録』に記された津波被害の場所は「山田」か「大槌」か

羽鳥(1975c)は「山田(岩手県山田町)」について、「12日子刻(13日0時)数回の地震。浦々の家軒下30cmほど浸水したが、さしたことなし」という被害があり、ここから津波高を2-3mと推定している。この地点について、推定の根拠となる史料を調査したところ、次に掲げる『武藤六右衛門所蔵記録』がそうだと判明した。

史料8『武藤六右衛門所蔵記録』(『武者史料(1)』p878)

延宝年中口三月十二日子ノ刻ノ比大地震度々、大塩差、浦々家のぬき下た壱尺斗リ下タヲ水通リ塩差口、大地震故ニ往古大津浪参リ可申候ト男女大ニ騒キ、差シタル事無之濟

史料8は岩手県山田町関谷の武藤家が所蔵する史料であることが『武者史料(1)』に注記がある。羽鳥はこの記述から、被害は山田町でのものと考えたのだろう。

一方、羽鳥は大槌について「12日子刻ごろ、浜から4~5丁(400~500m)津波上がり、60軒のうち20軒破損、津波来襲の前に、人・馬山へ逃げる」とし、津波高を3~4mと推定した。ここでは『延宝日記』(『武者史料(1)』p877)という史料を引用したと考えられる。

ここで問題が生じた。山田について羽鳥が根拠とした史料8が、次に掲げる2つの史料と似た記述をしているのである。

史料9『大槌支配録 下』(『新収史料(2)』p377)

延宝五年

一、三月十二日子ノ刻大地震度々仕、大塩
さし浦々騒動家々刺シ下ル壱尺斗ツヽ
水通候由

史料10『大槌諸記録集』(『新収史料(2)』p377-378)

一、延宝五年丁巳年……藤根五郎左衛門
……中村氏代吉田治郎左衛門

三月十二日子の刻大地震度々仕、大塩
さし浦々騒動、家々ぬきの下壱尺斗リ
宛水通候よし

一、延宝五年……中村治衛門代……
吉田治郎左衛門先役藤根五郎左衛門

延宝五年三月十二日夜子の刻より大地
震隙もなく、子の半時に大塩津波共可
申程の塩さし入浦々騒動、浜端の家々
余程損、山々へ諸道具穀物取くばり、
其月中騒動致家の敷井(居)まで水上る

さて、史料 8～10 でまったく同じ記述がみられる理由だが、いずれかの史料が一方の写しだと考えるのが妥当であろう。とくに史料 8 については、「所蔵史料」とあることから、武藤家で所蔵する史料のうちの 1 つであり、史料 9 ないし 10 の写しである可能性が高い（他の地震についても同名の史料が地震史料集に採録されている）。

まず大槌の代官によって史料 9 が書かれ、同じような史料が各時代に作られており、それをまとめたものが史料 10 であると、史料

名などから考えられる。そして、後に武藤家の人間が何らかの機会に史料 10 を書き写した結果、史料 8 が成立したのだろう。現在の大槌町と山田町は隣接した自治体だが、山田と大槌で偶然まったく同じ被害があったとはほとんど考えられない（図 7）。史料に記載された被害は大槌でのものだったと考えるのが自然である。地名比定の際に史料の成立まで検討するのは難しいが、このような事例があることは覚えておく必要がある。

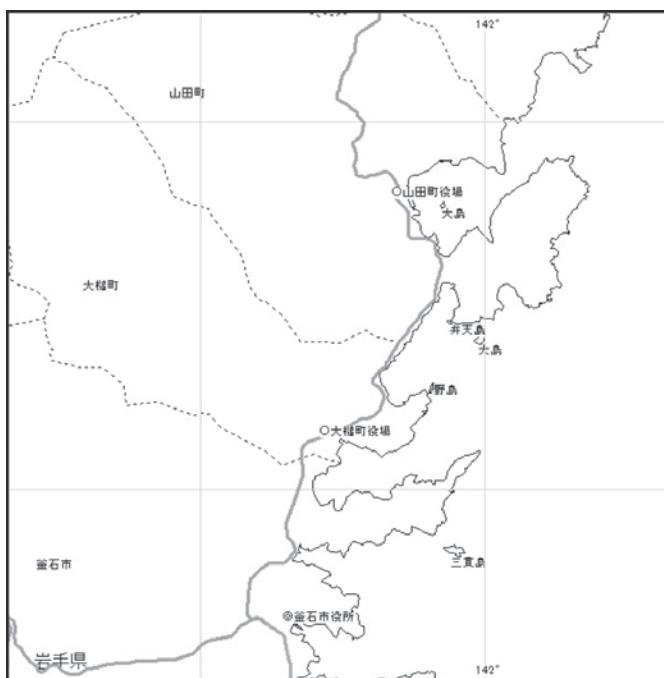


図 7：大槌（岩手県大槌町）

図は白地図作成ソフト「Kenmap」による。大槌町と山田町は隣接した自治体であり、史料を書き写す機会があったものと思われる

2-4. 1677 年延宝房総地震津波の誤解を招きやすい地名

1677 年延宝房総地震津波について書かれた 2 論文を調べると、2 つの地名に誤りがあった。

2-4-1. 「伊東」に津波被害はあったか

羽鳥（1975a）は、「Table.1」で「伊豆海岸船 4 破損、田畑浸水、水死 3」としている。

根拠となる史料は示されておらず、われわれは羽鳥が参考文献に挙げている『武者史料』の延宝房総地震の部分について全文調査を行った。その結果『玉露叢』がそうであろうとの結論に至った。

史料 11 『玉露叢』（『武者史料（1）』 p884）

一、十月三日、九州筋甚両疾風に付、秋月佐渡守領内経福島と云ふ所知行高一萬石ほ

表4：1677年延宝房総地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
宮崎県日南市飫肥	静岡県伊東市伊豆東岸	『玉露叢』	羽鳥（1975a）
福島県いわき市小名浜	宮城県塩竈市塩釜	『岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書』	羽鳥（2003）

ど損亡あり、(中略)
 一、伊東出雲守領内にて損亡の所々
 一、稻六百四十把流出 一、川積
 二百七十俵流失
 一、井堰百三十九ヶ所破損す(但埋樋
 簧数多流失す)
 一、堤十ヶ所破損す(間敷にして
 九百十八間) 一、倒家四十六軒
 一、男女三人溺死、馬一匹流失 一、
 橋板八十板流出 一、船大小四艘破損
 右の外破砂入の田地数ヶ所と云々、以
 上伊東出雲守領内
 一、九日に水戸領の浦々津浪上り、損亡の
 所々、
 (以下略)

史料からは、「十月三日」の台風によって日向飫肥（おび）藩主である「伊東出雲守」の領内で死者と船の破損という高潮被害があつたことが分かる。ところで、木村他(1988)によると、伊東出雲守は静岡県伊東市とは全く何の関係もない、九州宮崎県の日向飫肥藩主であることが判明する。

のことから、羽鳥は二重に誤解をしていたことが分かる。一つは「伊東」を人名ではなく地名（静岡県伊東市）と考えた点であり、もう一つは、そもそもこれが台風の被害記事であつて、津波の被害記事ではないという点である。このような誤りは、該当する史料を最初から最後までしっかりと読んでいれば、その被害原因が何であるのか判断は容易であり、誤りを防ぐことができたはずである。

2-4-2. 宮城県「塩釜」に津波被害はあつたか

羽鳥（2003）は「塩釜」すなわち宮城県塩

竈市の津波被害について、「塩釜 218 軒破損、漁船流失、行方不明」であったとし、ここで4-5mの津波があったと推定している。この根拠となった史料は論文中には記載がない。そこで地震史料集を調べたのだが、塩竈市について書かれた史料は全く見つからなかった。そのため、別地点についての史料で「塩釜」の記載がないか調べたところ、『岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書』という史料で見つかった。

史料12 『岩城御領内大風雨大波洪水之節覚書』(『新収史料(2)』p384)

当月九日亥刻奥州岩城領内小名浜長崎中作薄磯四倉江口（網力）浜大波打入人馬家船等流亡仕候覚

一於浦々家数三百三拾軒流倒候并家財米穀苅稻大分流亡

此外破損家数多

一塩竈拾破損

拾口（壱力）艘行衛不知

一獵船荷船九拾七艘破損内三艘米船流俵数五百六拾俵海中ニテ拾

一男女溺死七拾五人内男四十六人

女弐拾九人

此外怪我之者数多

一牛馬三拾疋死

以上

巳十月十二日 内藤左京亮

右之通六通認御老中様へ一通ツヽ雅樂頭様へ一通戸田備後守様へも一通（以下原文欠け）

史料12は岩城領内の被災状況を地震後数日の内に記した覚書である。この史料中に「塩竈拾破損」と書かれているが、これは地名ではな

く、海水を煮詰めて塩を取り出すための設備のことである。つまり、羽鳥は地名ではないものを地名であると誤読していたのだ。また、津波があったのは宮城県塩竈市ではなく「岩城領」すなわち福島県いわき市だったのである(図 8)。

よく史料を読めば、これが地名ではないことが分かりそうだが、このような誤りも散見される。史料を読む際には、全体をしっかりと読み、それが地名なのか違うのかを判断しなければならない事例と言える。

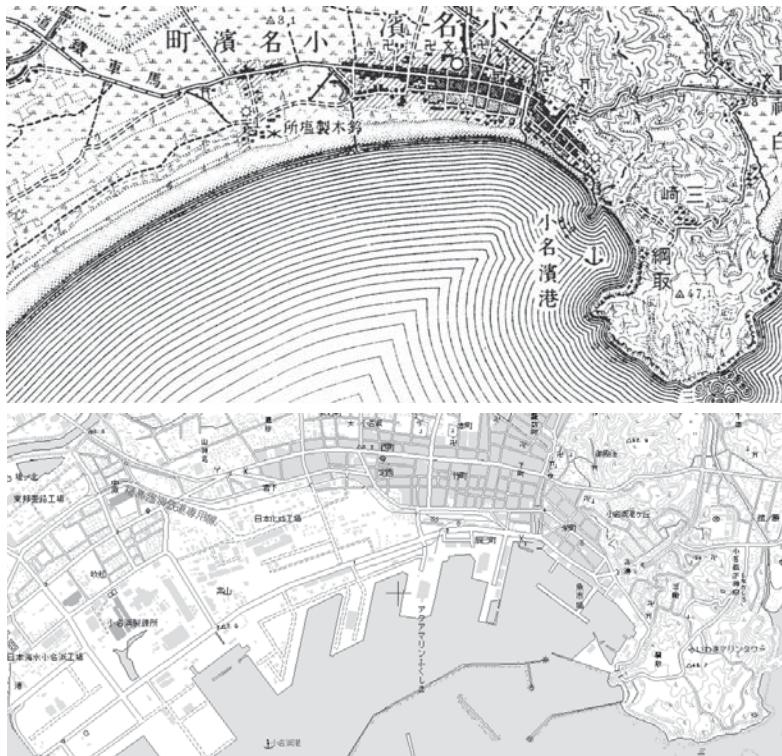


図 8：小名浜（福島県いわき市小名浜）

上図は『明治大正日本 5 万分の 1 地図集成』、下図は国土地理院の電子国土地図による。
現在は埋め立てにより海側に広くなっている。

2-5. 1703 年元禄地震津波の誤解を招きやすい地名

1703 年元禄地震津波については、3 論文で 4 件 (3 地点) の誤りがあった。

2-5-1. 「新井浦」の所在について

羽鳥 (1976) は本文中で「新井浦（館山市内）では、地震で潰家 21、半潰家 11 軒の各戸の指名と津波による 4 名の水死者の記録がある。」とし、さらに「Table.1」で「Tateyama 5.6 m」と推定している。羽鳥の根拠とした史料は調査の結果、『未十一月廿二日之夜

地震ニ而潰家并死人改帳』(『房総半島南部の元禄地震史料』所収) であることが分かった。なお、史料 13 中の新井浦の位置についての注記部分は、この史料を『房総半島南部の元禄地震史料』として紹介した関東地区災害科学資料センターによるものである。

史料 13 『未十一月廿二日之夜地震ニ而潰家并死人改帳』(『新収史料 (2) 別』p188)

未十一月廿二日之夜

地震ニ而潰家并死人改帳

新井浦(現館山市館山新井浦)

表5：1703年元禄地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
千葉県館山市新井浦	千葉県南房総市（旧富山町）新井浦	『未十一月廿二日之夜地震ニ而潰家并死人改帳』	羽鳥（1976）
神奈川県小田原市片浦	神奈川県小田原市小田原	『甘露叢』	千葉県総務部消防防災課（1976）
静岡県伊東市和田	静岡県熱海市下多賀	『増訂豆州志稿』	千葉県総務部消防防災課（1976）
神奈川県小田原市（小田原領）	神奈川県小田原市小田原	『甘露叢』	羽鳥（1979）

名主 佐五左衛門(印)
 (本文)
 潰家之覚
 一 家 壱 軒 佐五左衛門
 (中略, 16人分)
 一 同 壱 軒 但門共ニ 三 福 寺
 一 瓦 蔵 弐 軒 八郎右衛門
 半潰家之覚
 一 家 壱 軒 佐五左衛門
 (中略, 9人分)
 一 同 壱 軒 三 福 寺
 死人之覚
 門 三 郎
 清 七
 長 三 郎
 茂 右 衛 門
 右之者共稼ニ来津波ニ被取相果申し候
 右 之 合
 家数合式拾壹軒 潰 家
 家数合拾壹軒 半 潰 家
 死人四人
 右之通相改書付差上ヶ申候 以上
 元禄十六年未十一月廿五日
 新井浦
 名主 佐五左衛門(印)
 組頭 善 兵 衛(印)
 同 懿 右 衛 門(印)
 柳井彦右衛門様

「新井浦」が館山市内であるとした。しかし、別の文献には館山市ではないという理解をしているものがある。

史料14『元禄地震』(『新収史料(2)別』p218)

千葉県史料によると、新井浦(今の富山町)の名主から代官に出された覚書をみると、あの小村でさえ全壊家屋二十一軒、半壊家屋一寺十軒、死人四人を数えている。とある。

史料14は元禄地震について書かれた現代の文献である。ここでは、「新井浦」を千葉県富山町(現在の南房総市)と理解している。館山市と南房総市のどちらが正しいかを確認するには、史料13にある「三福寺」がどこにあったのかを調べればよい。調査した結果、三福寺は館山市内に現在も存在していた(図9)。さらに、現在は南房総市の一部となった旧富山町には新井の地名はないことが判明した。すなわち、史料14の『元禄地震』の著者のほうが誤っていたのである。

このことから、「新井浦」は館山市内のことであり、羽鳥は正確な地点の津波高を推定していたことが分かった。地震史料集に「現在の〇〇」と書かれているからといって、頭からそれを信用せず、自分で地名を比定すべきであろう。

羽鳥は史料13に書かれている「新井浦(現館山市館山新井浦)」のカッコ書きの注記から、



図 9：新井（千葉県館山市新井）

図は国土地理院の電子国土地図による。図中の枠の左下に三福寺が存在する

2-5-2. 「小田原領」は現在の小田原市だけではない

「小田原」について千葉県総務部消防防災課（1976）と羽鳥（1976）が津波高を推定している。千葉県総務部では「小田原」で「死230、片浦で家・船流失」の被害があり、津波高は4mと推定、羽鳥では「Odawara」で5mの津波があったとしている。それぞれ、根拠とした史料が分からぬいため、津波高の推定が異なる理由も分からなかった。そこで調べてみたところ、どちらも『甘露叢』という史料に基づいていたとの結論に至った。

史料 15 『甘露叢』（『武者史料（2）』 p46・47）

（前略、直前に「小田原町」の被害記事あり）

一豆州領分片浦筋ハ、大波打アゲ、家潰候付、或ハ押流サレ、或ハ浪ニヒカレ、死亡多シトナリ

（中略）

一小田原領浦々船トモ、方々江散破、船知レ候分、

廻船七艘

天当船四十四艘

ハン船十一艘

丸木舟六艘

合六十八艘破船、此外行衛知レザル分
モ有之由、

右小田原大久保隱岐守領分ナリ
(後略)

2文献の記載は同じ史料に基づいているものの、それぞれ違う箇所の記載によっていたことが分かった。千葉県総務部は「片浦で家・船流失」と記しており、史料の「豆州領分片浦筋」に対応していることが分かる。おそらく、千葉県総務部の推定津波高は片浦を含む「小田原」なのだろうが、本来は「片浦で津波高4m」とすべきである。読み手に誤解を与える記載は避けねばならない。なお、「片浦」とは現在のJR東海道本線根府川駅周辺の市街地のことである（図10）。

一方、羽鳥も史料15の記事によっていたわけだが、こちらは「小田原領」の沿岸部全体の被害であり、小田原だけの被害というわけではなかった。これは、「○○領」とあるものの「○○」部分だけ取り出している誤りである。この「小田原領」とは小田原藩主であった大久保隱岐守の領地のことである。その範囲は、現在の小田原市域を含む相模国足柄上郡・同下郡、および伊豆国のうち現在の静岡県熱海市・伊東市の領域、さらに駿河国

のうち現在の御殿場市と小山町の地域に及んでいた。したがって、「小田原領の沿岸部」とは現在の小田原市だけではなく、静岡県熱海市および伊東市の海岸線のすべてをあわせたものを意味する。他の文献から得られる知識を援用すると、小田原市域では津波の被害はほとんどなく、現在の熱海市域・伊東市域で津波の被害が非常に大きかった。史料 15 の津波被害は、現在の小田原の中心市街地の全面の海岸での津波被害ではなく、熱海市・

伊東市で生じたものと理解して誤りはあるまい。逆にこの史料の記載から「現在の小田原市で津波被害があった」と解釈するのは完全な誤りというべきであろう。

このように「○○領」とある場合、現在の市町村区分の沿岸地帯よりも短かたり長かたりするため、「○○」という地名だけで判断すると、津波高を推定する際に大きな誤りとなる可能性もある。この点は、注意を要する。

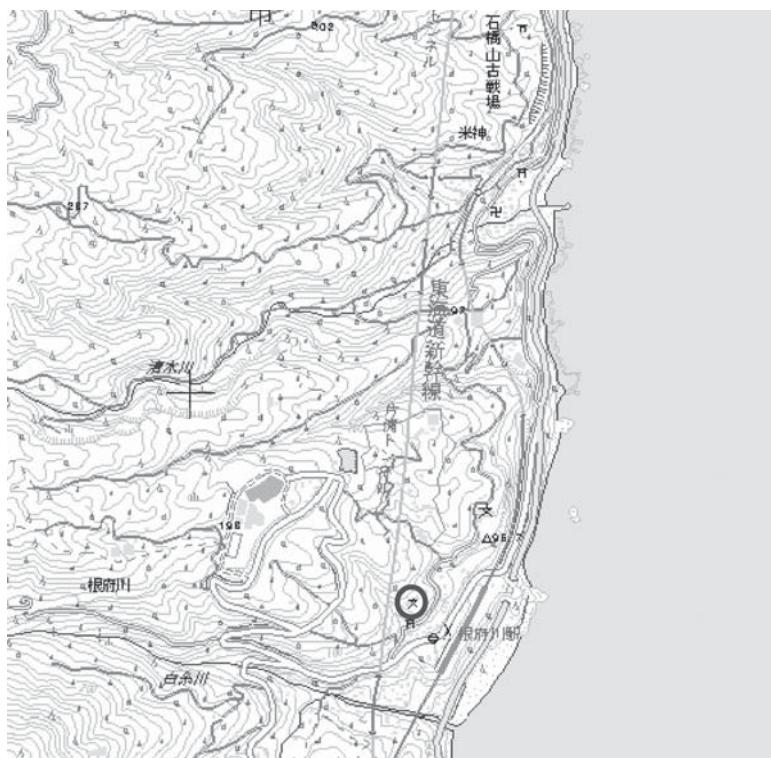


図 10：「小田原（片浦）」（神奈川県小田原市根府川）

図は国土地理院の電子国土地図による。片浦は、現在の片浦小学校（丸で囲まれていた学校）という名前から位置が把握できる

2-5-3. 「和田」と「下多賀」は地点が異なる

千葉県総務部（1976）は表の中で「静岡県 下多賀（和田）田畑浸水」とし、津波高を 5 m と推定している。やはり根拠となる史料は示されていなかったが、調査の結果『増訂豆州志稿』がそれであろうと考えられる。

史料 16 『増訂豆州志稿』（『武者史料（2）』 p72）

同日（〇十一月廿二日）地震、伊東川奈宇佐美諸村海嘯。和田村民居百六十余、田畑蕩尽シテ海原トナル（臆乗、川口氏記）

史料 16 は近代の編纂物だが、元となった「臆乗」は信頼できる史料である。千葉県総務部は「下多賀」と「和田」を同地点（あるいは下多賀の中に和田がある）と理解しているようだが、「下多賀」は熱海市、「和田」は伊東市と、実際には異なる地点である（和田の位置は図 11 参照）。史料 16 の内容では分かりにくいが、この記事は「和田」について書かれたものであり、「下多賀」とは全く関

係がない。恐らく、著者は「和田」を「下多賀」付近にある「和田木」のことと理解したのであろう。同じ（あるいは似た）地名が日本各地に存在する。そのため、このような地名の誤解をする例は決して少なくないよう思う。この千葉県総務部の事例は、歴史津波研究を行う上で特に注意を払わねばならない点を示していると言えるだろう。



図 11：「和田」（静岡県伊東市和田）

図は国土地理院の電子国土地図による。枠で囲ったあたりが「和田」にあたる

2-6. 1707 年宝永地震津波の誤解を招きやすい地名

1707 年宝永地震津波については、8 論文で 11 件（12 地点）の地名に誤りがあることが分かった。

2-6-1. 寺石のいう「土佐国長岡郡柏井灘」という地名は存在しない

寺石正路（1893）は「長岡郡海浜」に津波があったと書いており、根拠とした史料は『柏井灘行録』であるという。この文献名は明白に誤っており、正しくは『柏井氏難行録』であって、これが『新収史料（3）別』に掲載

されている。また、寺石は『柏井灘』を地名と見なしたが、日本全体に柏井灘という地名はないので、この判断もまた明白な誤りである。

史料 17『柏井氏難行録』（『新収史料（3）別』 p507）

（前略）

予か家族宝永丁亥の年此浦のとなりなる種崎浦にて大地震綱波の変災に逢ひ予綱波の中より稀有にして命をのかれし事をいふ皆其次第を具に語れとしきりにしいられあり

しむかしを思い出ればむねふさかり言葉し
ふりてやうやうその大概をのふといふ
(後略、論文の引用部分も含む)

史料によれば、確かに種崎浦で津波があつたことが分かる。史料を見れば、寺石のいう「長岡郡海浜」が「種崎」を指していること

は間違いようがない（種崎の位置は図12参照）。しかし、寺石が『柏井灘行録』とするからといって、「この津波は柏井灘でのものだ」と誤解することができれば、それは大きな間違いである。論文が基にした史料に立ち戻る必要性を、この事例は教えてくれている。

表6：1707年宝永地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
高知県 種崎	高知県 柏井灘	『柏井氏難行録』	寺石正路（1893）
和歌山県由良町 由良	和歌山県串本町 古座	『大地震大津浪の事』	羽鳥（1974, 1978）
静岡県新居町 新居	静岡県浜松市 舞阪	『匹田権治氏所蔵関守富永某手記』	羽鳥（1974）
徳島県阿南市	徳島県徳島市 徳島	『谷陵記』	羽鳥（1974）
三重県紀北町 長島	三重県桑名市 長島	『津波流死塔碑文』	羽鳥（1980a）
大阪府	大阪府摂津市 摂津	『竹橋余筆別集』	羽鳥（1980b）
大阪府	大阪府和泉市 和泉	『雨窓茶話』	羽鳥（1980b）
和歌山県広川町 唐尾		『雨窓茶話』	羽鳥（1980b）
和歌山県すさみ町 里ノ浦	和歌山県串本町 古座	『地震洪浪の記』	羽鳥（1980b）
高知県四万十町 興津		『谷陵記』	羽鳥（1981）
高知県須崎市 入野	高知県黒潮町 入野	『大方町史』	羽鳥（1981）
宮崎県山田町(都城市)	宮崎県宮崎市 宮崎	『山田町郷土誌』	羽鳥（1985）
和歌山県由良町 横浜	和歌山県湯浅町 横浜	『雨窓茶話』『山下破竹氏所蔵旧記』	羽鳥（1983）



図12：「種崎」（高知県高知市種崎）

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

2-6-2. 羽鳥論文で和歌山県古座とされた史料は「由良」であった

羽鳥（1974, 1978）は、和歌山県古座町（現串本町）で「139戸のうち134戸流失」という被害があったとしている。この根拠となつた史料は羽鳥論文には全く記されていないが、宝永・安政両地震に関する『武者史料』約600ページ分を全文調査したところ、和歌山県由良町横浜に住んでいた毛綿屋平兵衛による『大地震大津浪の事』がそうだということが分かった。

史料 18 『大地震大津浪の事』（和歌山県由良町横浜住・毛綿屋平兵衛による）

（『武者史料（2）』p180, 『武者史料（4）』p402）

これは安政元寅年横浜（紀伊）木綿屋平兵衛氏のかき綴りしものにして弓場萬太郎氏の所蔵なりしをかり来りてうつし取りぬ。

大正十三年一月

嘉永七年 寅十一月五日（今年暮／安政元年に相成）

大地震大津浪の事

但し今年より百五拾年以前（宝永四年亥十月四日）大地震大津浪にて此村其時は

家数百三十九軒の所百三十四軒流れ残り五軒との事。

（以下略）

この史料は嘉永七年（改元して安政元年となる）の安政南海地震の際に、宝永地震のことを記したものであるが、そこには「此村」とのみあって一見するとどこか分からぬようと思われるが、この史料を書いた「木綿屋平兵衛」は紀伊國「横浜」の人間であることが書かれており、ここから「此村」が「横浜」のある和歌山県由良町であることが判明する（横浜の位置は図 13 参照）。

では、羽鳥はなぜ古座町と誤解したのだろうか。『武者史料（2）』ではこの史料の直前に和歌山県古座町役場所蔵の『地震洪浪の記』という史料が掲載されている（史料集に所蔵先が書かれている）。恐らく、羽鳥は『地震洪浪の記』が古座町にあるという事実から、『大地震大津浪の事』も古座のものであろうと考えたのだと思われる。これは『武者史料』が順不同に史料を掲載していることから生まれた誤解である。『武者史料』では文献記載順序には何の秩序もないことに厳重に注意すべきである。

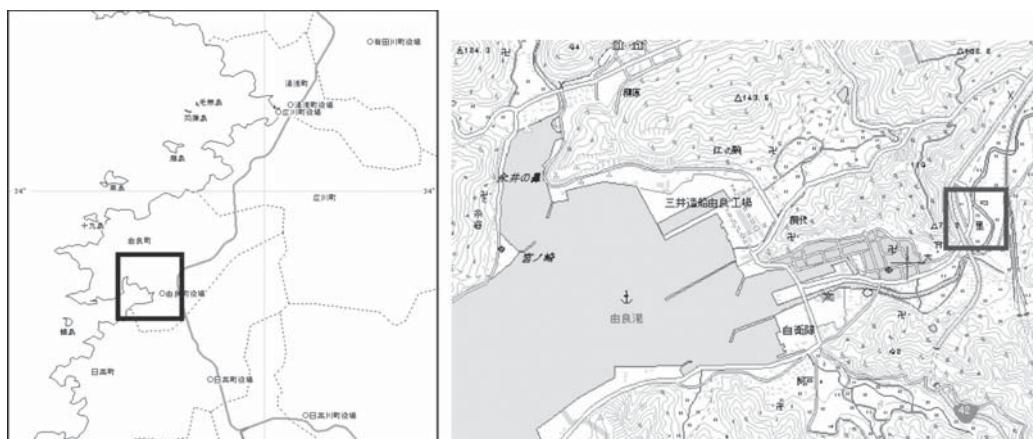


図 13：「由良」（和歌山県由良町）

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による。和歌山県古座町は南に位置し、全く異なる地点である。また右図の枠内は「横浜」に当たる

2-6-3. 羽鳥論文の「舞阪」の記載は「新居」の誤り

羽鳥（1974）は「SHIZUOKA Maisaka」すなわち静岡県舞阪町（現浜松市）で3mの津波があったとしている。根拠となった史料は示されていないが、『武者史料（4）』の史料全文から宝永地震に関する記載の調査をした結果、『匹田権治氏所蔵閑守富永某手記』ではないかと推定されるに至った。

史料 19 『匹田権治氏所蔵閑守富永某手記』
（『武者史料（4）』p250）

一丁亥十月四日未上刻地大に震て御関所潰
れ津浪來ること丈計りにして三度然共公
事の御印鑑御証文御関所圍の土手に上り
無恙番人も又然り此時僕番日に当り新居

宿家潰事三四八軒船流失する事四八艘溺
死者二一人渡止る事四五日

この史料には「新居宿」とはっきり書かれしており、これが新居のことであることは明白である（図14）。なお、この史料名にてくる「閑守富永某」とは、宝永地震当時、新井関所の役人であった富永正愈のことである。

なぜ羽鳥は誤って「舞阪」としたのか判然としないが、史料をしっかりと読めば間違うことはない事例である。なお、当時の東海道は、浜名湖口の約1里（4km）の渡し場であったが、渡し船に伴う責務と利益は一方的に新居宿だけにあり、舞阪宿には渡し船に関する権利はなかった。

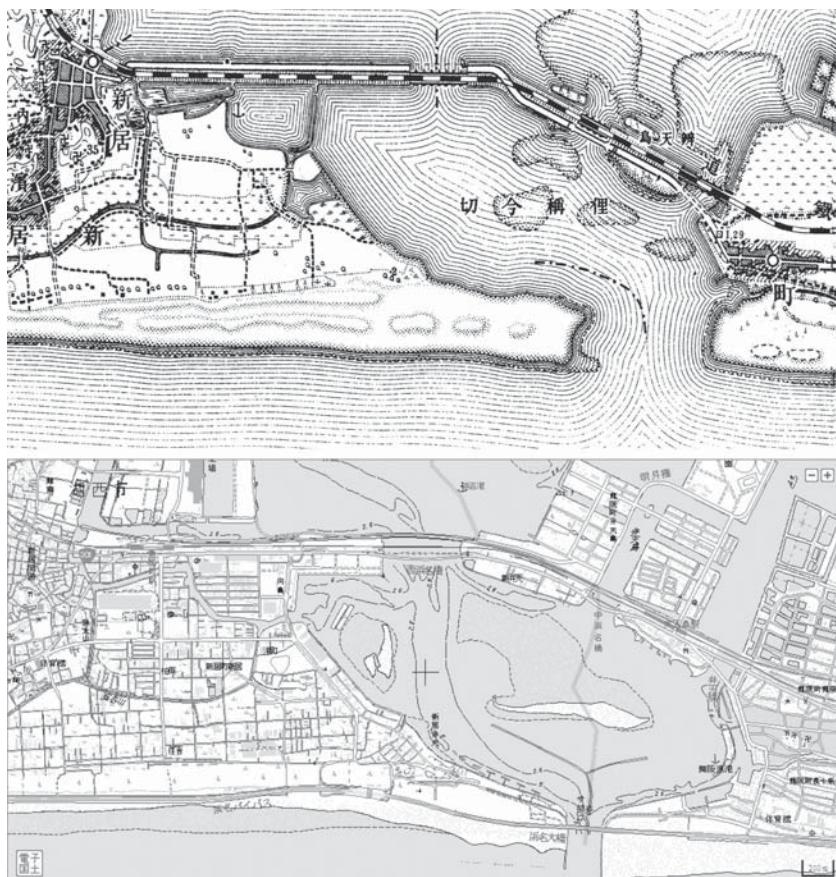


図14：「新居」（静岡県新居町）

上図は『明治大正日本5万分の1地図集成』、下図は国土地理院の電子国土地図による。
今切を挟んで東側に舞阪が存在する。現在は埋め立て地広がっていることが分かる

2-6-4. 羽鳥論文で徳島市の津波被害と
されたものは阿南市の「黒地浦」である

羽鳥 (1974) では「TOKUSHIMA : Tokushima」すなわち徳島県徳島市で 1m の津波があったとする。その根拠となった史料は土佐藩の奥村正明が宝永地震発生の直後に著した『谷陵記』と推定される。

史料 20 『谷陵記』(『武者史料(2)』p105・109)
(前略)

徳島、土屋敷二百三十軒、民屋四百軒地震
ニ潰ル、潮入ハナシ、黒地浦郷共、潮入亡所、
(中略)

高岡郡

(中略)

與津 亡所、潮ハ山迄、

幡多郡

(後略)

史料を見ると、「徳島」では「潮入（津波の浸入）ハナシ」とあり、「潮入」があったのは「黒地浦」すなわち那賀川の旧河川の河口近くにある現在の徳島県阿南市黒津地である（図 15）。恐らく、羽鳥は最初に「徳島」とあることから、「潮入」を徳島市での出来事と理解したのであろう。これも、2-6-3 同様に史料をしっかりと読み込むことによって防ぐことが可能な誤りである。

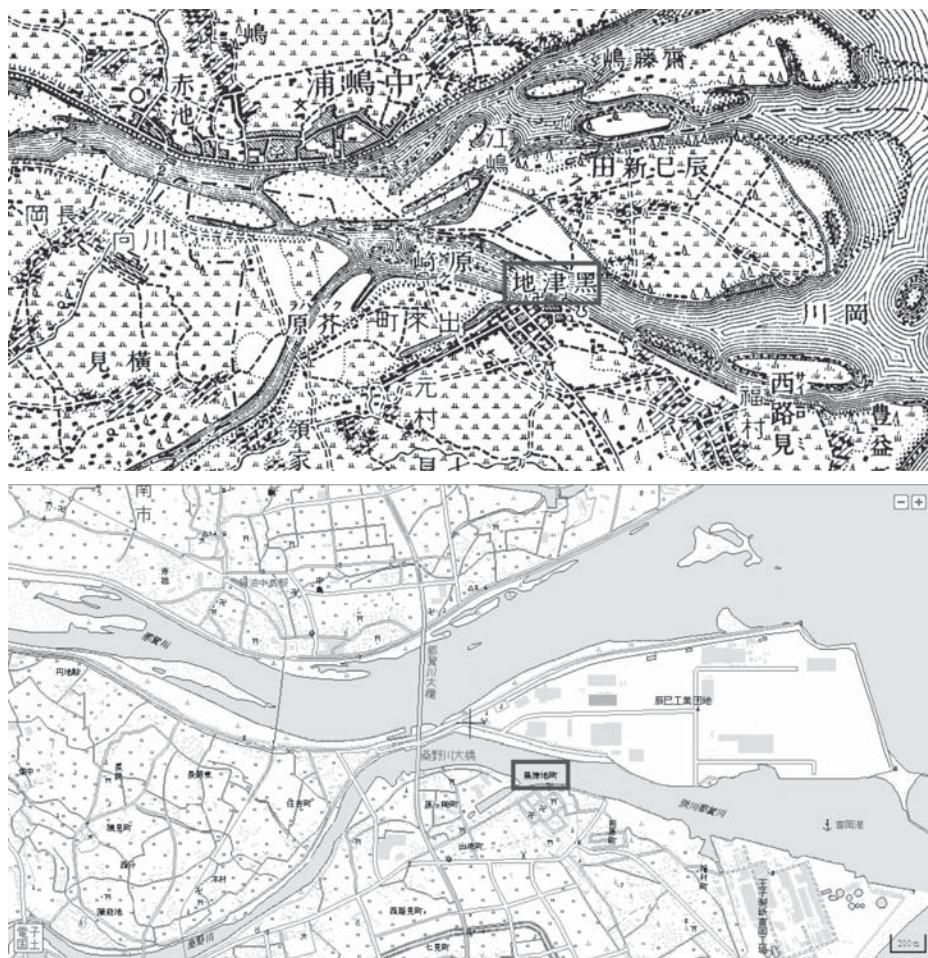


図 15：黒地浦（徳島県阿南市黒地）

上図は『明治大正日本 5 万分の 1 地図集成』、下図は国土地理院の電子国土地図による。
中州の変化などが見られる。

2-6-5. 宝永地震津波の被害を受けた「長島」は伊勢長島ではなく紀伊長島である

羽鳥（1980a）は「第1表」で「三重県長島 5 m」と津波高を推定している。根拠としたと思われる史料は『仏光寺津浪流死塔碑文』である。

史料 21 『仏光寺津浪流死塔碑文』（『新収史料（3）別』p273）

宝永四丁亥歳十月四日未上刻大地震直津浪入在中不残流失其上五百余人流死仕候自今以後大地震時者覺悟可有事

この仏光寺は三重県紀北町（旧紀伊長島町）

にある。つまり、この「長島」は紀伊長島町を指す（図 16）。三重県内には、伊勢湾奥の桑名市にも「長島」という地名があることから、羽鳥の「長島」という記載から、論文を引用する人によっては誤解をする人もいるだろう。これは、元禄地震津波での「和田」と同じように、同じ地名が各地に存在することに注意を払う必要がある事例である。

ところで、「在中不残流失」かつ「五百余人流死」で津波高 5 m ということはあり得るであろうか。まずありえない。実際には 10 m 前後か、それ以上の津波（浸水、あるいは遡上）高があったと判断すべきであろう。

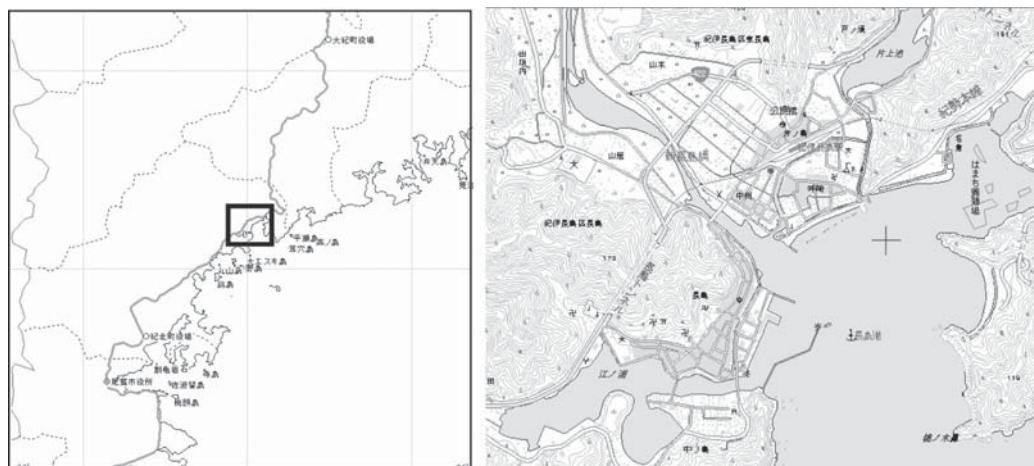


図 16：「長島」（三重県紀北町紀伊長島区）

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

2-6-6. 「摂津」「和泉」とあっても摂津国・和泉国の全体を指すわけではない

羽鳥（1980b）は「Table2」に「摂津」「和泉」を載せ、どちらも大阪府内の地名として扱っている。現在、大阪府内には摂津市・和泉市があるが、摂津市は内陸の自治体であり、ここまで津波が到達することは考えにくく、どうやら、羽鳥は「摂津」「和泉」は自治体名ではなく、旧国名（摂津国・和泉国）のことだと考えているようである。

引用した史料は示されていなかったが、「田

畠に潮入 2,000 石余、破損家 580」（摂津）・「堤防 2,600 間破損、地震で岸和田の城大破」（和泉）という記載をヒントに調査した結果、『竹橋余筆別集』がそれだろうとの結論に至った。

史料 22 『竹橋余筆別集』（『武者史料（2）』p190・191）

（前略）

和泉国

安藤駿河守 御預り所
中根摂津守

一長貳千六百間余	堤破損所
一八ヶ所	池堤破損所
一三拾九軒	潰 家
一七拾五軒	破損家
	辻弥五衛門御代官所
一貳拾八軒	潰 家
(中略)	
	摂津国
	安藤駿河守 御預り所
	中根摂津守
一高貳千七拾石余	田畠汐入
一百軒	潰 家
一五百八拾軒	破損家
一死亡之者	貳人
	小堀仁右衛門御代官所
一貳拾七軒	潰 家
(後略)	

史料からは、「摂津」「和泉」が摂津国・和泉国のことと指していることが分かるわけだが、羽鳥の記載する被害記述は摂津国・和泉国全体の被害ではなく、安藤駿河守・中根摂津守の支配地での被害を示していることが分かる。当時、安藤駿河守は京都東町奉行・伏見奉行、中根摂津守は大坂西町奉行であったという。「御預り所」とあることから、恐ら

く摂津国・和泉国の支配地は彼らの役料だったのだろう。ここから、羽鳥が示した被害は、じつは摂津国・和泉国の沿岸部全体の被害ではなく、その一部分の被害であると結論される。その場所は摂津国・和泉国どの部分を指すのかについては今後の検討事項としたい。

史料に国名が書かれても、それがその全体を指すのか一部分を指すのか、分からぬ場合もある。しかし、この事例のように「〇〇御預り所」などと示されていれば、一部分のことを指しているのは明白である。史料を引用する際に、見落とすことの無いようにしたい。

2-6-7. 和歌山県広川町「唐尾」の記事について

羽鳥(1980b)は「Table2」に「唐尾」で「23戸のうち流家19戸」という津波被害を示しているが、やはり根拠となった史料名は明記されていない。我々は『武者史料(2)』および『新収史料(3)別』の宝永地震記事をすべて調査したが、その結果、引用史料は『雨窓茶話』であることが分かった。

史料 23『雨窓茶話』(『武者史料(2)』p181)
(前略)

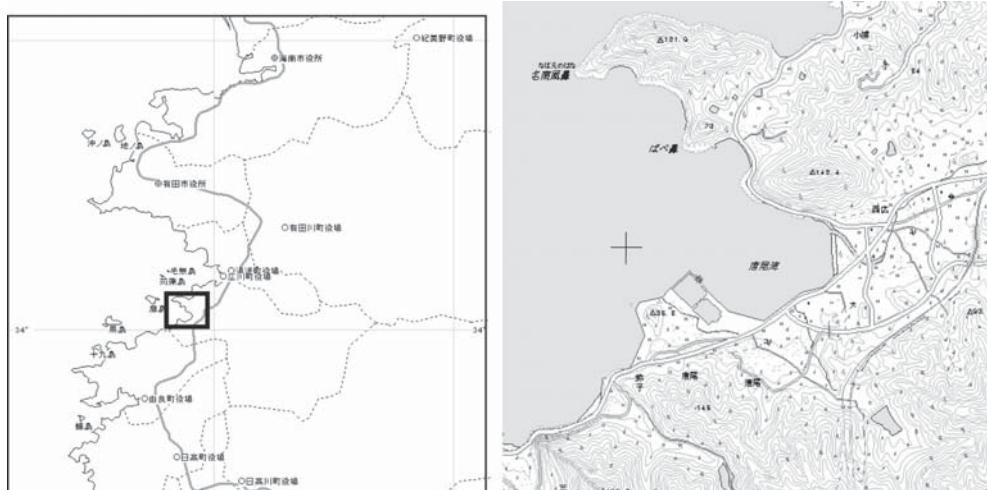


図 17 :「唐尾」(和歌山県広川町唐尾)

右図の位置は、左図(白地図作成ソフト「Kenmap」による)の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

広尾村二十三戸、其内十九戸流亡、三戸破壊、土蔵二箇、船一、網二張、官倉流亡、(貸麦三／石五斗),
(後略)

『武者史料(2)』には「広尾村」とあるため、「これは羽鳥が誤っている」と考えそうだが、実は史料の方が誤っている。「唐尾」は和歌山県広川町にある地名であり(図17)、羽鳥の方が正確だということがここからも分かる。

このように、『武者史料』の翻刻が誤っている場合がある。2-2-1の「浦川」でもそうだったが、地震史料集だけではなく、少なくとも自治体史や歴史学者が編纂に関わった史料集も確認するようにしたい。そうすることで、地名の誤解は防ぐことができるはずである。

2-6-8. 古文書の所蔵先と記載された地点が異なる和歌山県すさみ町の「里ノ浦」

羽鳥(1980b)は古座(和歌山県串本町)の津波被害について、「Table2」で「津呂の石垣三つまで満水」、本文では「住民は古座神社へ避難しており、津波は5mぐらいの高さであったらしい」とし、津波高を5mと推定している。調査の結果、羽鳥が根拠とした

史料は『地震洪浪の記』であることが分かった。

史料24『地震洪浪の記』(『武者史料(4)』p389)

(前略)

一津浪溢れ来る。(中略)

宝永四丁亥拾月四日の津浪、津呂の石垣三つ迄満水たるよし。筆子聞き伝へしとなん。物語りしければ此度の浪は余程卑しと思はれたり。

(以下略)

この史料は安政南海地震津波のことを記した中に、宝永地震津波のことが書かれているというものであるが、実は書かれた場所は和歌山県すさみ町里ノ浦であると原文書の所蔵先である旧古座町役場の方からご教示いただいている(里ノ浦の位置は図18参照)。羽鳥は、『武者史料(2)』で所蔵先が和歌山県古座町役場であると書かれていることから、書かれている場所も古座町であると理解したものと思われる。史料の所蔵先と史料の書かれた場所が一致しないのはきわめてまれなケースであるが、この場合はそのまれなケースに当たっていたのである。

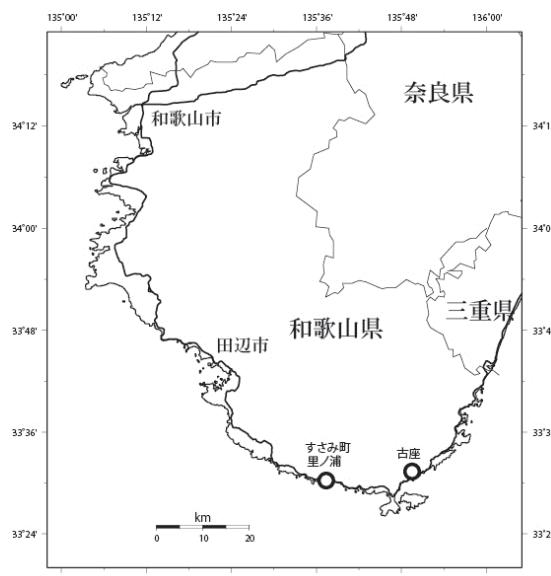


図18：「里ノ浦」(和歌山県すさみ町)

2-6-9. 歴史地名「与津」は現在「興津」に改名されている

羽鳥（1981）は「Table2」で高知県四万十市の興津（おきつ）について「亡所。潮は山まで」という被害を紹介し、津波高を推定している。引用史料である『谷陵記』（史料

20）によれば「与津（よつ）」とあるが、これは歴史的に正しい地名である。これを、現代では正式に「興津」と改名した（図 19）。したがって、羽鳥が「興津」と記したのは合理的である。一見誤りに見えるが、誤りではない。



図 19：「与津」（高知県四万十町興津）。図は国土地理院の電子国土地図による

2-6-10. 内陸の宮崎県都城市山田町に津波は来るはずがない

羽鳥（1985）は「Table.4」で宮崎（宮崎県宮崎市）について「堤防 2200 間破損。潰家 410、半潰 335、死 1、田畠に潮入る」とし、津波高を 2 m と推定する。調査の結果、根拠となる史料は『山田町郷土誌』であることが分かった。

史料 25 『山田町郷土誌』（『新収史料（3）別』 p 590）

日向国符太郎吉衛門代官所（天領代官）堤破損所長さ千二百間、潰家四百十軒、破損家三百三十五軒、死亡一人、損牛一頭・損馬一（此の他田畠の汐入あれ共未だ其の調査に及ばず）（以上諸書）

この史料は近代以降に編纂された郷土史であるが、何らかの史料に基づいて書かれていることが「諸書」という言葉から分かる。山田町は都城市に隣接した自治体である（現在は合併して「都城市」に含まれている）が、海岸線から 40 キロ近く離れた内陸に存在することから津波の被害は全く考えられない。羽鳥は「田畠に潮入る」とするが、史料では「未だ其の調査に及ばず」とあることから、ここから津波被害を読みすることはできない。これを宮崎市の津波被害の根拠とするのは好ましくない。羽鳥が宮崎市であると理解したのは明白な誤りである。「日向国符太郎吉衛門代官所」の所在調査をすれば、記載対象となった場所が判明するはずであるが、これは今後の課題とする。

2-6-11. 羽鳥論文の「横浜」は和歌山県広川町ではなく由良町である

羽鳥（1983）は「Table4」に「横浜」の被害記事として「栖原坂あたりの田地に船上がる」と記している。引用したと思われる史料は『山下破竹氏所蔵旧記』である。

史料 26 『山下破竹氏所蔵旧記』（『武者史料（2）』p204）

昼八ツ半時に大地震ゆり、未申の方右手にめイとふし、其後半時ばかりして大汐入り、高サ八尺ほどより北ノ川ハ石垣限り忽海ト成ル、（中略）北の浜に有りし舟ともハほうつと坂の麓、次は庄屋殿谷又ハ栖原坂のあたりの田地にちりゞゝに、又不思議に残り申家も有之、扱又其月中ハ大地震度々也、

この史料は和歌山県広川町の湯浅・広のこととを記したものである。史料 26 には羽鳥の記載どおり栖原坂がでてくるものの、この辺りに「横浜」という地名はない。現在の地図上で和歌山県内の「横浜」を検索すると、その場所は広川町ではなく由良町に現れる（図 13 中の右図枠内）。史料 17 は由良町について書かれたものであったが、これを書いた人物は「由良町横浜」に住んでいるとあった。つまり、羽鳥が言う「横浜」の被害は誤りなのである。

『武者史料』の注には「紀伊国湯浅」とあるので、地名を誤ることはないと思うが、先行研究としてこの文献を参照する際には、そのまま引用することのないようにしたい。

表 7：1792 年雲仙普賢岳噴火津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
長崎県島原市 加美町	長崎県島原市 吉丁	『深溝世紀』	入江（1972）

2-7. 1792 年雲仙普賢岳噴火津波の誤解を招きやすい地名

1792 年雲仙普賢岳噴火津波については、1 地点の誤りがあることが分かった。

入江渭（1972）は「新町・古町一帯の家屋はことごとく流失して、土砂で埋まり」と書いている。この文献は『深溝世紀』（島原藩の歴代藩主の治世を記した藩公式の歴史書）。

『新収史料（4）別』p100 には書名だけ挙げられており内容は書かれていません）という史料を基にこの災害について書かれたものである。入江の記載に対応する部分を、以下に示す。

史料 27 『深溝世紀』

十九日、公守山より騎して治下に赴き、流蕩の跡を巡視す。先づ景花園へ至り、諸吏を見て其の勞を慰む。已牌大手門外に至り、胡床に倚りて市街の変じて砂蹟と為るを見る。

史料には「新町」「古町」という地名は記されていません。恐らく著者が「大手門外」の

「市街」とあるところから地名を類推したものと思われる。さて、この「新町」「古町」であるが、現在の島原市内には「新町」という地名はあるものの、「古町」は見あたらない。似た地名として「古丁」が存在するが、これは「古町」とは異なると考えられる。それは、当時の島原城下の絵図にある「古町」と現在の「古丁」は場所が異なるからである（国立歴史民俗博物館 2000）。絵図の「古町」は、現在の島原市加美町に当たる（図 20）。ここが、入江の示す「古町」であろうと考えられる。

実際のところ、入江がどこを「古町」と考えているのかは分からぬ。今回は島原城下の絵図と現在の地図を対応させたが、確認するのが難しい事例と思われる。

なお、「新町」「新地」は全国各所に存在する。ある本来の市街地の外に、それまで田園であった地域に新たに町が形成されたとき、そこを「新町」あるいは「新地」と呼んだのである。この場合、これに対する「古町」なる地名は発生しない。したがって、「新町」だけがあつて「古町」はないのがむしろ常態であろう。

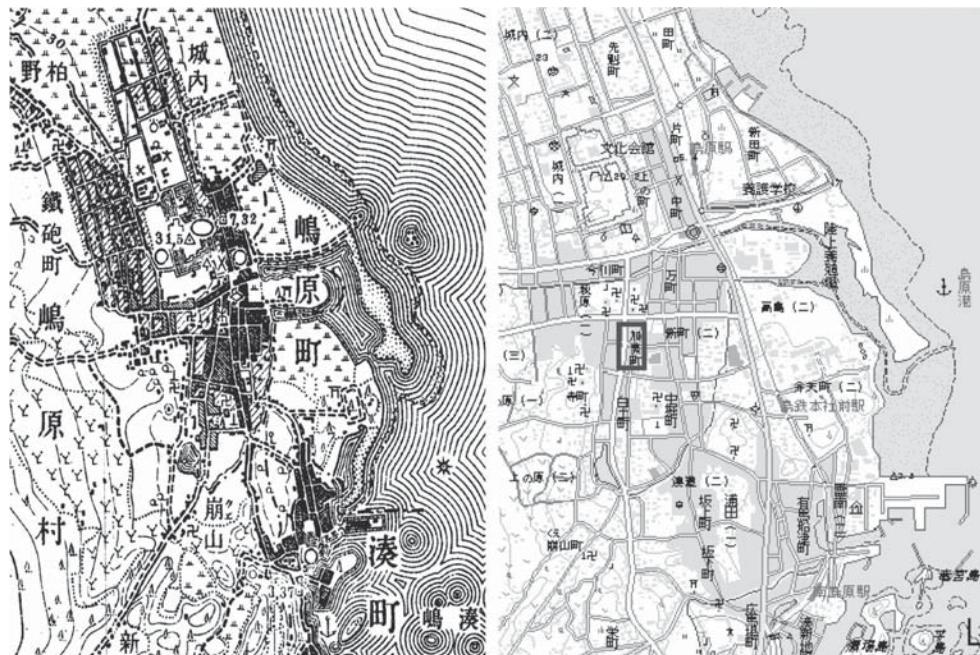


図 20：「古町」（長崎県島原市加美町）

左図は『明治大正日本 5 万分の 1 地図集成』、右図は国土地理院の電子国土地図による。
湊町の辺りに変化が見られる

2-8. 1854 年安政東海地震津波の誤解を招きやすい地名

1854 年安政東海地震津波については、誤解しやすい地名が 2 論文で 3 件(2 地点)あった。

2-8-1. 安政東海地震の被災地「川崎」

大森房吉 (1913) は安政東海地震について各地の地震・津波の概況を書いている。その中で遠江国「川崎」について以下のような記載がなされている。

史料 28 『本邦大地震概説』

遠江国

(中略)

佐柄、川崎 一丈七八尺ノ津浪来レリ

史料中の「佐柄」は相良 (静岡県牧之原市) のことであり、この点からも分かるように、ここでの「川崎」が現在の静岡県牧之原市にある地名であることは明白である (図 21)。当然ながら、「遠江国」の中に「川崎」が含まれていることから、大森はこの「川崎」を静岡県の地名と考えており、正しい地名比定がなされている。

一般には「川崎」というと、知名度から考えると神奈川県川崎市を思い浮かべる人が多いであろうが、安政東海地震については誤りである。大森論文を引用する際には、地名の知名度に引きずられ、「大森は間違えている」と誤解することのないようにしたい。

表 8：1854 年安政東海地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
静岡県榛原町 (牧之原市) 川崎	神奈川県川崎市 川崎	『本邦大地震概説』	大森 (1913)
三重県紀伊長島町 (紀北町) 長島浦	三重県桑名市 長島浦	『長島浦并浦々、地震聞書』	大森 (1913)・羽鳥 (1980a)

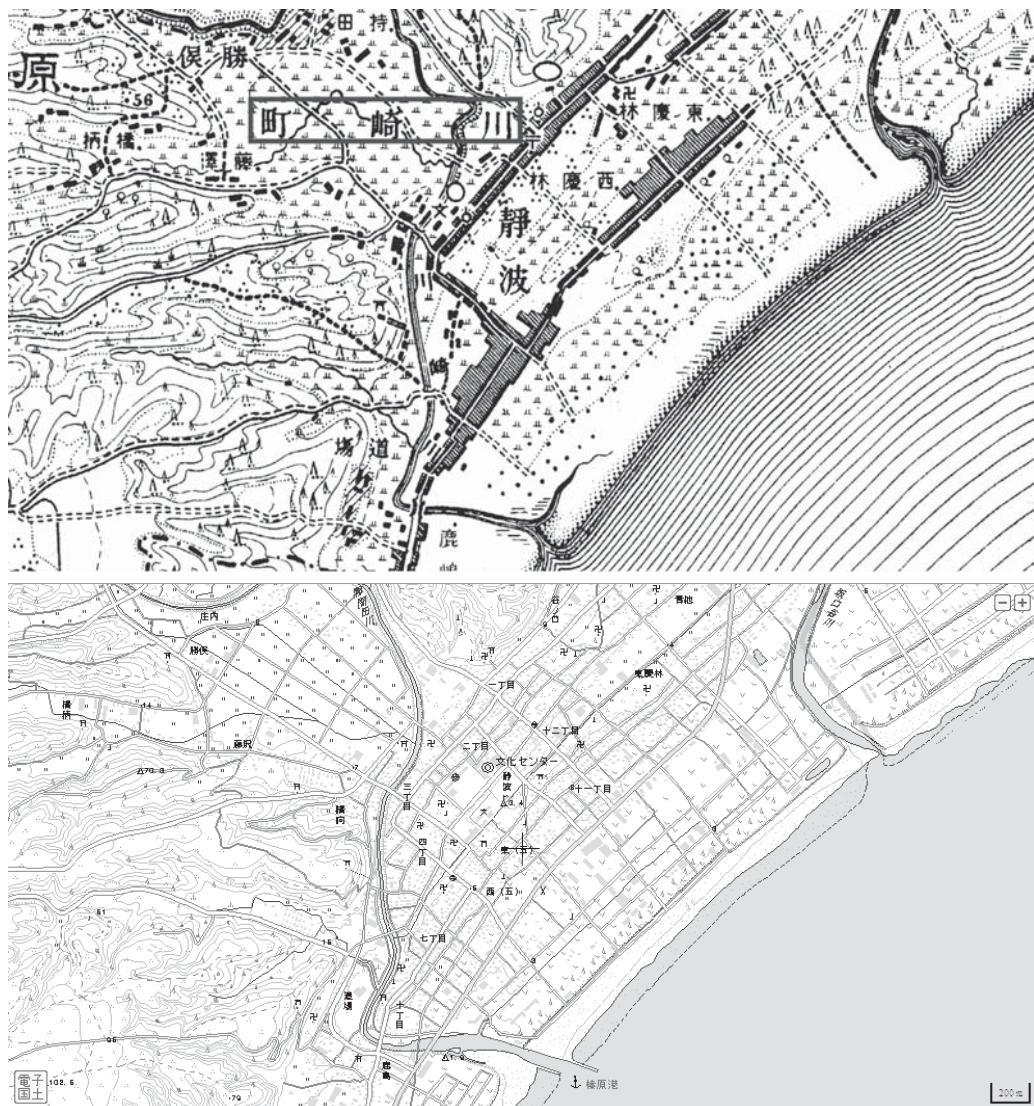


図 21：川崎（静岡県牧之原市川崎）

上図は『明治大正日本5万分の1地図集成』、下図は国土地理院の電子国土地図による。

上図には現在はない「川崎町」という自治体名が見られる

2-8-2. 三重県内の2つの「長島」について

「長島」について、大森（1913）と羽鳥（1980a）はともに「長島」の安政東海地震による被害を挙げている。このうち羽鳥は「三重県 長島」で4.7 m の津波があったと推定しているが、「長島」の津波高の推定に使用したと思われる史料は『長島浦并浦々，地震聞書』（『続地震雑纂 六』所収）である。長い史料なので、関連部分のみを以下に示した。

史料 29 『長島浦并浦々，地震聞書』（『武者史料（4）』p153）

一十一月四日四ツ時大地震，皆々大に驚き，往来へ出，（中略）

一長島にて嘶しに，五日之夕の地震は甚敷候得共，津浪は四日許之よし。（中略）

津波は地震止み候とつゞきて三度来り候由。壱番の波に而大体人家流れ，弐番の波は真に大に而，高さ凡十五六丈も御座

候由。三番の波は大に軽く夫よりして後
は一向に穩に有之候。(中略)

十二月十五日

藤原主人吉篤

この「長島」については 2-6-5 でも触れたが、三重県内には桑名市と紀伊長島町の 2ヶ所に存在することが分かっている。この史料には、「長島」の他に尾鷲など近隣の被害状況も記されている。このことから、安政東海地震津波での「長島」は宝永地震津波と同様に紀北町（旧紀伊長島町）の方であることが分かる（図 16）。

一方、大森では「長島（桑名郡）」とある。こちらが根拠とした史料も、羽鳥が参照した

ものと同じ『続地震雑纂』であった。そこには「桑名郡長島」の記述があるため、こちらも誤りではない。しかし、大森の方は津波被害の記載は一切無く、地震動に関する史料であって津波の史料ではないことが分かる。このことから、「長島」で津波の記載があれば、それはほぼ間違いなく紀伊長島町のことであると考えることができる。

安政東海津波で誤りやすい地名は、同じ地名が各地に存在することに注意を払う必要がある事例であった。特に「長島」については津波に関する記載の有無から判断することができるため、間違いを見つけやすい。先行研究を引用するさいにも気をつけたい。

表 9：1854 年安政南海地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
高知県高知市 種崎		今村明恒「土佐に於ける宝永・安政両度津波の高さ」(1938)	飯田 (1979)
高知県東洋町 甲浦	三重県 甲浦	不明	飯田 (1979)
和歌山県和歌山市 加太	三重県 加太		
和歌山県串本町有田	和歌山県有田市 箕島	『地震洪浪の記』	羽鳥 (1980b)
和歌山県串本町 田原	愛知県田原市	『御達口上』	羽鳥 (1980b)
高知県 田野口村	高知県黒潮町 田野浦	『嘉永七寅大変記』	羽鳥 (1981)
山口県平生町 平生	山口県光市 室積	『馬屋原良蔵より覚書』	羽鳥 (1988)
山口県宇部市 中野開作	山口県周南市 徳山	『御届申上候事』	羽鳥 (1988)
愛媛県宇和島市 伊予	愛媛県伊予市 伊予	『桜田親興日記 一』	羽鳥 (1988)
愛媛県愛南町 平城	愛媛県愛南町 御荘	『下村・藤江浦訴状』	羽鳥 (1988)

2-9. 1854 年安政南海地震津波の誤解を招きやすい地名

1854 年安政南海地震津波については、5 論文で 9 件(10 地点)の誤りがあることが分かった。

2-9-1. 安政南海地震のとき高知市の「種崎」には津波被害はなかった

飯田汲事（1979）は「種崎」について「波高は（中略）11 m」としている。根拠となつた史料を調査したが、今村明恒の『土佐に於ける宝永安政年両度津波の高さ』である以上のこととは分からなかつた。

史料 30 『土佐に於ける宝永安政両度津波の

高さ』

安政年度の津浪に於ては浪が半島の中央近くにある上記の俗称二本松の根もとを浸したと伝へてゐる。果して然らば浪の高さは約 11 米であつたとして可いであらう。

飯田は「種崎」について高知県にあると書いているが、その位置について触れていない。「種崎」は、高知県内では高知港の入口（種崎、図 12）と高知城下（種崎町）の 2ヶ所存在する。史料 30 では「半島の中央近くにある」松を指していることから、ここでは高知港の入口にある「種崎」のことであることが分かる。高知市内に同じ地名があることから、引

用する際には注意したい事例である。

なお、史料 30 の記載は事実として全くの誤りである。安政南海地震の際の高知湾口の被害については、桂浜の被害は多くの文献に現れるが、種崎は市街地へ浸水もしておらず無事であったと記録されている。この史料 30 の伝承は、宝永地震（1707）の津波の伝承を安政南海地震（1854）の津波と誤伝した口頭伝承を採用してしまったことによる誤りであろう。史料優先の原則は、直接目撃者の筆記史料、当時の為政者の史料を第一史料とし、間接的に伝聞した史料を第二史料とし、口頭伝承は信頼度最下位とすべきである。この信頼度の順序を逆転させて判断してはならない。飯田は、遺憾ながらこの原則を踏み外して判断しておられるようである。

2-9-2. 飯田は「甲浦」「加太」を三重県の地名と誤判断している

飯田（1979）は「三重県甲浦・加太で約1m沈下浸水した」としている。飯田はどちらも三重県に存在すると考えているが、これは誤りである。根拠となった史料は調査で見つけることができなかったが、それもそのはずで、これはそれぞれ高知県と和歌山県の地

名だったのである。

高知県東洋町の「甲浦（かんのうら）」（図22）、和歌山県和歌山市の「加太（かだ）」（図23）を飯田は三重県と誤解していた。三重県龜山市に「加太（かぶと）」という地名があるが、これは海岸から約20kmも内陸へ入った場所なのだ。また、三重県阿児町に甲賀（こうか）浦という場所があるが、甲浦をこれと混同したかと考えられる。なぜ飯田が誤解したのか、その理由は分からぬ。しかし、地図で確認すれば三重県内の地名でないことはすぐに分かるはずである。このような誤解は、決してしてはならない。

2-9-3. 和歌山県内の2つの「有田」

羽鳥（1980b）は「Table.1」に「和歌山県有田」で5mの津波があったとしている。羽鳥が根拠としたと考えられる史料は『地震洪浪の記』である。

史料 31 『地震洪浪の記』（『武者史料（4）』p395）

一口熊野周参見より下筋の入江又は河有る所は相応に破損、江住浦磯島へ温泉湧出いたしたり。（湯生はぬるき故取湯にし



図22：「甲浦」（左、高知県東洋町甲浦）

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

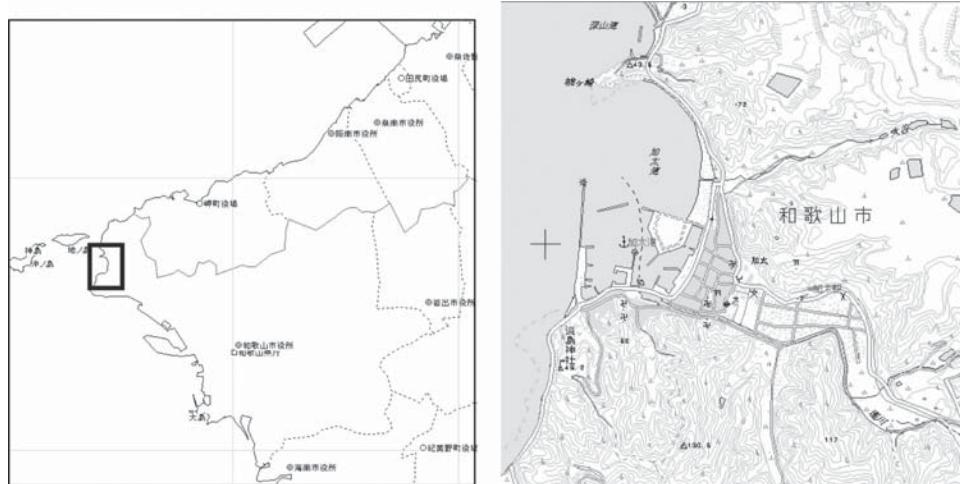


図 23 :「加太」(右、和歌山県和歌山市加太)

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

て水風呂に焚て入浴す諸病によしといふ。) 和深、江田、田並、有田も大破二部二色も同様。(委しき事は其里々浦々の人にきゝたまへ。)

和歌山県内には「有田」という地名が 2ヶ所存在する。有田市箕島と串本町有田である。

羽鳥が示した地図からは、「有田」を有田市のはうであると考えているようだが、これは誤りである。史料 31 には、周参見・和深・江田・田並・有田ときて、そのあとには二部・二色の地名が挙げられている。図 24 は和歌山県の 2 つの有田（有田市箕島・串本町有田）周辺の集落名をプロットしたものである

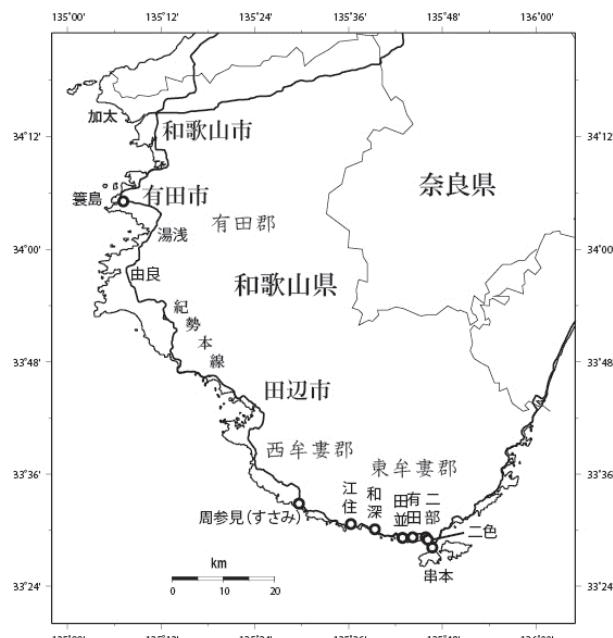


図 24 : 和歌山県内の 2 つの「有田」(有田市箕島と串本町有田)

が、東牟婁郡内の地名は、みごとに史料の記載通り西から東へと並んでいる。この史料に現れた「有田」が現在の串本町域にあるほうの有田であることは疑う余地がないであろう。

なお、「田並」という地名があるが、これは江戸時代には「たなべ」と読まれていた。それが、「田辺市」と同じ発音になって紛らわしいため「たなみ」と現在では読み替えて定着した。これも紛らわしい地名の一つに挙げができるであろう。他の事例でも同じ地名が複数存在するというものがあったが、この「有田」も要注意の地名である。

2-9-4. 和歌山県串本町の「田原」について

羽鳥（1980b）は「Table.1」で「和歌山県田原」で津波高5mと推定している。羽鳥が実際に根拠とした史料は分からなかったが、以下のような史料を参照したのだろうと思われる。

史料32『御達口上（『津波の古記録とその意義について』所収）』

（『新収史料（5）別5-2』p1578）

（前略）

〈下田原浦〉

一人家四軒　流失

一同三拾軒余

是ハ高波ニ而過半、又ハ皆潰等ニ相成筋

但、所持の諸道具、食物等ニ相成筋但、所持の諸道具、食物等不残流失仕候、漁船ハ不残沖立仕候ニ付流失ハ無御座候、屋敷地、且波除堤等 数多大破ニ相成り、急々家建仕候義難出来候間、早々御見分被為成遣候様仕度奉存候

一細漁網式丈流失仕候得共、翌日拾ひ揚げ

御座候

（後略）

この「田原」も2ヶ所存在する。和歌山県串本町と愛知県田原市である。ここでの「田原」は、史料からも分かるように羽鳥が考える和歌山県のほうである（図25）。知名度は愛知県のほうが高いと思われ、それに引きずられて誤解を生みやすい地名であると考えられる。



図25：「田原」（和歌山県串本町田原）

右図の位置は、左図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお右図は国土地理院の電子国土地図による

2-9-5. 高知県黒潮町の「田野口」について

羽鳥 (1981) は「Table1」で「田ノ浦 大半流れる」としている。羽鳥が根拠とした史料は『嘉永七寅大変記』である。

史料 33 『嘉永七寅大変記』(『武者史料 (4)』 p381)

(前略)

右之外家数不相知ニ付左之通

- 一、幡多御郡奉行以下巳屋々々潰半潰其余傷ト有。
- 一、甲浦赤塗小早御船家口余程流出ト有。
- 一、御船奉行御用家長屋共傷ト有。
- 一、人家亡所同様 入野郷本村郷浦。
- 一、在所大半流失 田野口村。
- 一、人家破損
- 一、半潰數家不知 下田浦。
- 一、堂社不残潰 右浦。
- 一、人家不残流失 伊田浦。
- 一、浦中不残流失 下の茅浦。

八軒残堂社不残潰。

(以下略)

史料には「田野口村」とあるが、羽鳥がい

う「田ノ浦」について言及した史料は見あたらない。紛らわしいことに、現在の地名を検索すると、高知県黒潮町には田野浦と田ノ口（上田ノ口・下田ノ口）という地名が見つかる(図 26 参照)。史料 33 にある「田野口村」は田ノ口のほうを指していると考えられ、田野浦は無関係である。恐らく、羽鳥は現在ある田野浦を「田ノ浦」と書いたのだろうが、これは誤りと判断される。

さて、史料 33 には田野口村について「在所大半流失」とある。これが現在の下田ノ口であるとすれば、この場所は海岸から約 2 キロ隔たった地点にある。すると安政南海地震の津波はここで、内陸へ 2 キロの地点まで浸入し、そこの集落をほぼ全戸流失させたことになる。さらに、上田ノ口まで「在所大半流失」の範囲に入っていると解釈すると、現在の土佐くろしお鉄道の西大形駅まで達したことになる。そこは海岸から約 4 キロ、標高 10 メートルに達し、そこの集落の大半を壊滅させたことになる。津波浸水高さは 12 メートルにも達したことになるだろう。この点は史料の解釈に左右されるが、可能性は十分にあるだけといっておこう。

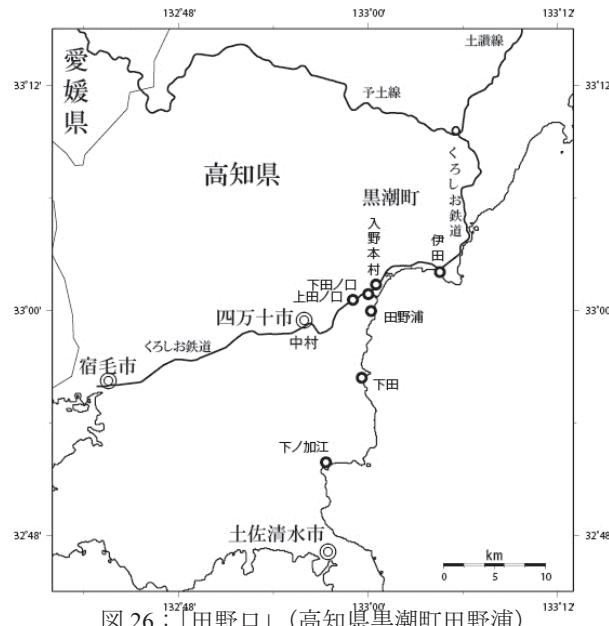


図 26: 「田野口」(高知県黒潮町田野浦)

2-9-6. 山口県平生町の「平生」および2つの麻里布について

羽鳥（1988）は「Table1」に「室積」として「5日の夜以来不時に満干度々、同夜干潮に6尺位も満上がり、6日までにも少々潮の動あり」としている。根拠となる史料は山口県文書館所蔵の毛利家文書の一つ『部寄』に収められている『馬屋原良藏より覚書』であることが、地震史料集をしらみつぶしに調査した結果分かった。内容は以下の通りである。

史料34『馬屋原良藏より覚書』（『新収史料(5)別5-2』 p1783）

覚

一過る四日朝より纔敷地震度々仕候処、翌五日申の下刻俄にゆり出し候、次第手強相成候処、人家の内に居る者無御座、外へ出候処、屋祢立木其外の動誠に恐敷次第にて、通路の人々其所へ暫く休居、凡道法三丁程も歩行候程もゆり詰め、其後六日の朝迄八・九度もゆり候由申出候事（中略）

一海辺五日の夜以来不時に汐満干度々有之候間、同夜干汐に六尺位も満上り、六日迄も少々宛汐の動有之候由同断

一麻里府塩浜地場沖ノ手式三筋も割れ、猶平生横浜地場所々水吹出し、台坪等も痛み其外少々宛の損しは間々有之由同断
一前断地震に付き、宰判中為安全、麻二村高松八幡宮におひて六日より三夜三日の御祈祷執行仕
(中略)

右の通宰判所より昼夜飛脚を以只今遂注進追々に付御届仕候以上

十一月十八日

馬屋原良藏

この文書の記主のいた場所はどこであろうか。史料をみると、「麻二村高松八幡宮」で地震の翌日から三日間祈祷を行った、とある。「高松八幡宮」をキーワードに調べてみると、山口県田布施町麻郷（おごう）にこの神社があった。ここから、文書の「麻二村」は「麻郷村」の誤解だと判断できる。「郷」と「二」の文字は活字体では全く似ていないが、古文書くずし字での「郷」は極端に崩されており、「二」と読み違いを生ずる可能性がある。さらに、史料34に「宰判」という特異な単語が現れるが、これは萩藩の地方行政区画で、民政全般を支配するというものである。史料



図27：平生（山口県平生町平生）

図は国土地理院の電子国土地図による。左下側の赤い長方形のあたりに上関宰判があつたと考えられる

34 には「宰判所より」注進してきたとあることから、これが「宰判」の役所で書かれたものと見られる。このうち麻郷戎ヶ下には上関宰判が設置されていた。

こうして、史料 34 が書かれた場所がほぼ点として確定する。この場所は平生港に面し、すぐ西隣は麻里府である。麻里府は現在、尾津(現在の山口県田布施町別府の内の小字名)と書かれる場所となっている。山口県岩国市の中心街(麻里布)とは同音だが異なる場所である。現在の南周防大橋の北詰が戎ヶ下であって、ほぼ上関宰判のあった場所と推定され(北緯 33 度 54 分 56.5 秒、東経 132 度 2 分 53.9 秒)、図 27 の左下側の赤い長方形のあたりに当たる。

さて、史料にはさらに地名として「平生」というのが見える。これは現在の山口県平生町の中心街に当たる。したがって、羽鳥がこの史料の記載地点として室積(現・山口県光市)としているのは誤りであることが判明する。『新収史料』では、この史料の前に室積の記事が掲載されていることから、羽鳥は直後に掲載された史料 34 も室積の記事であろうと誤読したものと考えられる。

2-9-7. 羽鳥論文が「徳山」とするものは山口県宇部市の誤り

羽鳥(1988)は「Table1」に「徳山」として「潮の干満一汐に 4 ~ 5 回」とする。根拠となる史料は『御届申上候事(『部寄』所収)』である。

史料 35 『御届申上候事』(『新収史料(5) 別 5-2』p1781)

御届申上候事

一棚井村存内沖且大川土手馬踏通り響き目長七拾間程にて御座候得共、人馬通路の妨には相成不申、痛所の儀は早速取繕仕候事

一御撫口地中野御開作内詰所土地引割、泥水を吹出、井の水干揚り又は泥水湧出、古家大垂落、白壁引割、潮の干満一汐に四・五扁も有之たる由、存内庄屋大田作兵衛より申出仕候事

一東万倉村の内宗方村に有之候温泉の場所より出水を以是迄田畠三町も水掛りの処、出水差留り、剩其所え吸込候様子御座候事

右船木御宰判にて過る五日夕方地震至て手強く終夜數度震有之候得共、最初の分よりは弱く、(中略)

寅十一月七日

大庄屋

三戸晋九郎

松本甚左衛門殿

さて、この文書が書かれたのはどこであろうか。筆者である大庄屋・三戸晋九郎は「船木御宰判」の役所で安政南海地震の本震を体験している。「船木宰判」の役所は現在の山口県宇部市の中心街である常盤町に置かれていた。宇部市の中心街の東側を流れる厚東川の中流には棚井というところがある。これがこの文書の冒頭の「棚井」であろう。なお宇部市には東万倉に現在も宗方温泉がある。

棚井は海岸から約 10 キロも上流であって、津波には被災しそうにない。史料 35 を読んでいくと「中野御開作」という地名が出てくる。現在宇部市には厚東川の河口から約 4 キロのところ(JR 宇部線の鉄橋のあたり)に「中野開作(なかのがいさく)」の地名がある(図 28、北緯 33 度 59 分 7 秒、東経 131 度 13 分 11.8 秒)。文書中の「中野御開作」はここであろう。中野開作は河口から 4 キロ離れているが、瀬戸内海に向かって川幅が広く、ほぼ瀬戸内海と同水位で潮の干満が発生している場所と見られる。ここで、泥水の吹き出し(液状化)、および津波による 4・5 回の潮の干満が観測されたのである。

2-9-8. 羽鳥論文の「伊予」の地名について

羽鳥(1988)は「Table1」の中で、「伊予」で「新田堤のこらず流れ、新町川口潮溢れる、暮六ツ頃馬場下大松の辺まで津波入り、組屋敷の辺で 4 尺上がる」としている。羽鳥が根拠とした史料は次の『桜田親興日記 一』で

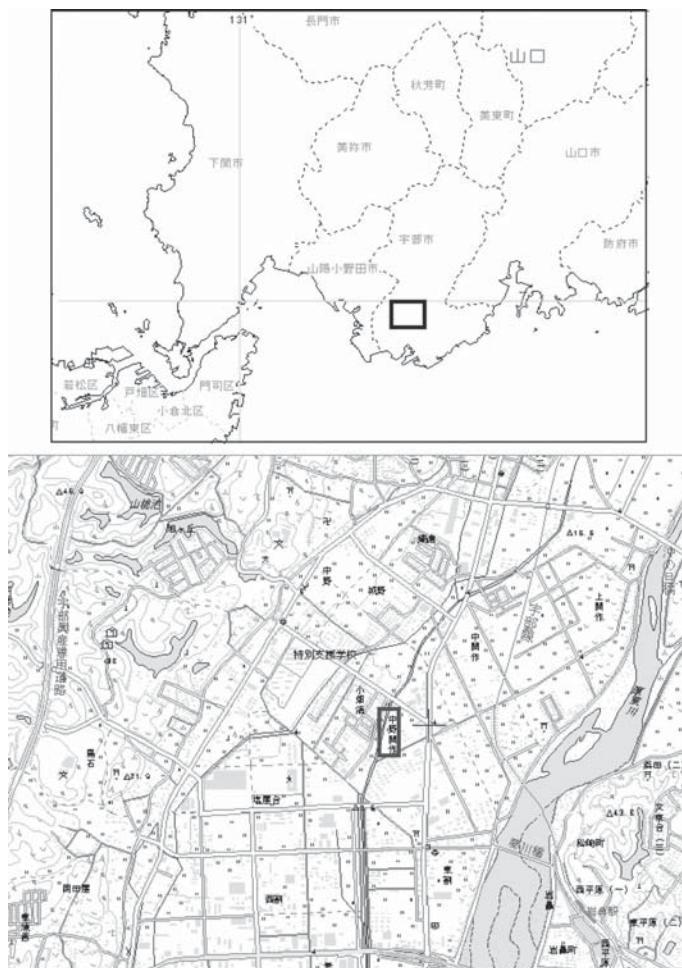


図 28：中野開作（山口県宇部市）

下図の位置は、上図（白地図作成ソフト「Kenmap」による）の枠内に当たる。なお下図は国土地理院の電子国土地図による

あろうと思われる。

史料 36『桜田親興日記 一』（『新収史料（5）別 5－2』p2025）

一同十一月五日七ツ半時頃古今未曾有之大地震ニ而御城郭ヲ始御家中大破不少，市中崩家も少々は有之，新田堤不残流候，尤暮六つ時頃津破ニ而星弥兵衛門前にし上而之処迄汐押上，北付ハ馬場下大松有之辺迄入汐致，御馬屋黒門より汐入信川浅太郎門前之辺へ入汐，市中は新町口川汐アフレ新丁町市家はえより組屋敷之辺迄四尺も汐上候由，誠以非常之大変，此事ニ候

右市中之者共追手下馬前へ御救小屋出来仕御救米等被下置，竜光院にても仮屋ヲ建十五六日程も下山不致由，五日後七日四つ時過又大地震ニ而是又破損不少，其後十二月二日頃迄昼夜之内十五六度位つゝハ相止不申候，其後も一両度震動ハ相止不申候事也

（以下略）

この史料について、『新収史料』には「伊予史談会」による翻刻であることが付記されている。羽鳥はこの「伊予」を自治体名と理解し、記事が愛媛県伊予市のことと記している

ると考えているようである。しかし、史料には「追手下馬前」という城下町特有の地名が出てくる。さらに地名を特定することのできるものとして、「竜光院」という寺院名が出てくるが、この「竜光院」は愛媛県宇和島市にある寺院である(図 29)。城下町であること、そして「竜光寺」という寺院から、この記事が宇和島のことを書いていると分かる。さらに史料 36 の記主・桜田親興は宇和島藩の家老である(木村他 1990)。すなわち、この記事はすべて宇和島城下の被災の様子を述べた

文章なのである。羽鳥は宇和島とは別の地点として「伊予」と推定したが、それは誤りであった。

旧国名と自治体名が一致していても、史料に書かれているものは旧国名であると考えて間違いない。その点では誤解が少ない事例なのだが、先行研究には自治体名と誤解している事例があるので、引用する際には注意が必要である。なお、史料中の「津破」は「津波」の誤記であろうと思われる。



図 29 :「伊予」(愛媛県宇和島市)

図は国土地理院の電子国土地図による。史料の「竜光院」(龍光院)は宇和島駅付近に存在する(図中の丸で囲んだ寺院)

2-9-9. 「平城」

羽鳥(1988)は「Table1」に「御荘」の被害を「5~6町し陸地に上がり、家屋2~3軒、諸道具流れる、死1」としている。引用史料は示されていなかったが、『新収史料』をしらみつぶしに調査し、『大控(宇和島伊達家文書所収)』に収められている下村・藤江浦の訴状であろうということが分かった。

史料 37 『下村・藤江浦訴状(『大控』所収)』

(『新収史料(5)別5-2』 p1977)

御荘組

(中略)

一平城村流れ家式・三軒ニ而、其余潮込ニ相成、諸道具等流候家数々有之趣、浜辺ニ住居之婦人壱人行衛不相知由、御手山之仕成木不残流、新田之石垣外廻り多分引崩、同処ニ數人居候処、五・六町も陸地へ打上ヶ候様之大波、五日夕より六日朝まで拾壹度突掛參候旨
(中略)

御城下組左之村浦五日以後災変左之通

下村
藤江浦 訴

羽鳥が「御荘」の被害とした記述は、史料

によれば「平城村」の被害に当たる。この「平城村」は愛媛県愛南町御荘町の一部であり(図30), 史料でも「御荘組」の中の一村として記載されている。「御荘」は広域な地名であって, その一部(平城村)だけを引用して「御荘」の被害とするのは誤りとなる。このような, 一部の被害を広域な地点の被害とする誤理解は, 史料全体を見渡せば十分防ぐことが

できるだろう。

2-10. 1856年安政三陸(八戸沖)地震津波の誤解を招きやすい地名

1856年安政三陸(八戸沖)地震津波では, 1地点の誤りが見つかった。

羽鳥(2000)は「表6」の中で, 「伊達」

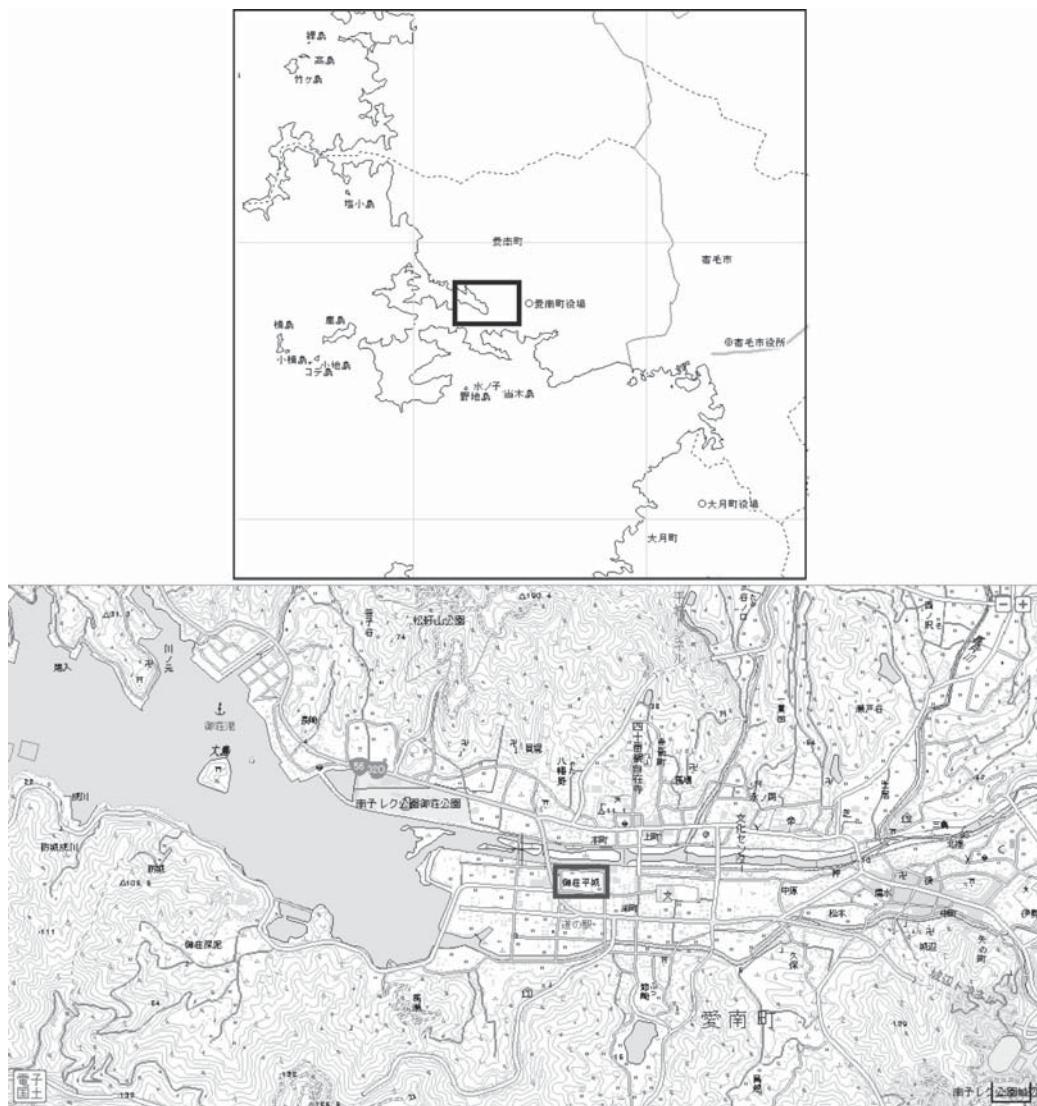


図30:「御荘」(愛媛県愛南町御荘平城)

下図の位置は, 上図(白地図作成ソフト「Kenmap」による)の枠内に当たる。なお下図は国土地理院の電子国土地図による。「御荘」は平城を含む一帯を指す

表 10：1856 年安政三陸（八戸沖）地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
北海道苦小牧市 勇払	北海道伊達市 伊達	『時風録』	羽鳥 (2000)

すなわち北海道伊達市で 2 m の津波があったと推定している。この論文でも論拠とした史料についての記載はなかったため、地震史料集で安政三陸（八戸沖）地震津波に関する史料を調査したが、史料の中に「伊達」という地名は見つからなかった。ただし、近い地点での被害として『時風録』という史料の記載が見つかった。

史料 38 『時風録』（『武者史料（4）』p667）

イシカリ隣場ユウフツ詰より、イシカリ詰
江之文通。

然ば去る廿三日昼九時頃、地震余程強、
其上八時前より高汐参り、夕方迄度々、
尤会所前左程之儀にも無御座候。サル境
は余程崩所出来、外無事、サル領会所前
は高汐強、エトモ辺茂余程高汐押入候趣
に御座候。御地は地震高汐等無御座候哉、
奉伺候。

七月廿七日 鈴木 庄助
水一郎右衛門様

この史料は、当時蝦夷地（北海道）に赴任していた幕臣が記したもので、「ユウフツ」にいた人物からの手紙を掲載したものである。地名はカタカナで書かれており、誤ることは少ないとと思われるが、羽鳥（2000）は「イシカリ」あるいは「ユウフツ」を北海道伊達市に比定したのだろうと思われる。しかし、「ユウフツ」は現在の北海道苦小牧市勇払であり（図 31）、史料中に見られる「サル領会所」とは沙流川河口部にあったことが分かっていることから、ここからも「ユウフツ」が伊達市ではないことが分かる。

史料に出てくる北海道の地名は、現在と読みが異なることがあるが、どこを指すのかが分かりにくい。北海道の地名比定はより慎重に行う必要がある。

3. 誤解しやすい地名の類型

以上、先行研究から誤解しやすい地名の事例を示した。これらから、どのような場合に



図 31：勇払（北海道苦小牧市勇払）。図は国土地理院の電子国土地図による

地名の誤解が生まれるのかを類型化すると、以下のようなになる。

1. 全国（あるいは同県内）に同じ（似た）名前の地名が存在する
2. 地震史料集（特に武者史料）の問題（史料の記載順、注記・邦訳の誤りなど）
3. 被害のあった地域の広さの誤解（藩の領域を含む）
4. 被害記事の誤読（人名・施設など）
5. 北海道の地名

今回調査できなかった文献にも、このような地名の誤解があるかもしれない。引用する際には、その地名が本当に正しいのかを確認することを心がけたい。また、歴史津波について史料を調査する際には、ここで示したような点に注意し、地名の誤解がないようにしたい。

最後に、本研究を進めるなかで、論文に取り上げられた考察の原史料名が明記されていない場合が非常に多くあったことを付け加えておく。その根拠となった原史料を地震史料集の中に見いだす作業1個を実行するのに1時間、2時間と膨大な時間を空費させられる事態も少なくなかった。これは、非常に切なくつらい作業であり、まったく研究者の労力として、無意味で苦痛な作業であった。そこで、次の2点を今後の歴史地震津波研究論文を書く際のルールとしたい。

1. 論文執筆者は引用した原史料名を明記すること
2. 地震史料集の中で原史料の掲載されたページを明記すること

これによって、後世の研究者がその論文を追検証する際、原史料を一から探し出すという無意味な労力の空費をさせないようにすべきである。

なお、本論は、（独）原子力安全基盤機構からの委託業務「平成22～23年度津波痕跡データベースの高度化－痕跡データの信頼度の評価－」（代表：東北大大学 今村文彦）の成果の一部を取りまとめたものである。

参考文献

- 千葉県総務部消防防災課, 1976, 元禄地震—九十九里浜大津波の記録, pp1-75
 萩原尊禮・山本武夫・太田陽子・大長昭雄・松田時彦, 1995, 古地震探査—海洋地震へのアプローチ, pp160-251
 羽鳥徳太郎, 1974, 東海・南海道沖における大津波の波源—1944年東南海、1946年南海道津波波源の再検討と宝永・安政大津波の規模と波源域の推定—, 地震 第2輯, 27, pp10-24
 羽鳥徳太郎, 1975a, 房総沖における津波の波源, 地震研究所彙報, Vol.50, pp83-91
 羽鳥徳太郎, 1975b, 明応7年・慶長9年の房総および東海南海道大津波の波源, 地震研究所彙報, Vol.50, pp171-185
 羽鳥徳太郎, 1975c, 三陸沖歴史津波の規模と推定波源域, 地震研究所彙報, Vol.50, pp397-414
 羽鳥徳太郎, 1976, 南房総における元禄16年(1703)津波の供養碑—元禄津波の推定波高と大正地震津波との比較—, 地震研究所彙報, Vol.51, pp63-81
 羽鳥徳太郎, 1978, 三重県沿岸における宝永・安政東海地震の津波調査, 地震研究所彙報, Vol.53, pp1191-1225
 羽鳥徳太郎, 1979, 関東地方の津波, 自然灾害史料解析, 6, pp97-108
 羽鳥徳太郎, 1980a, 宝永・安政津波の現地調査による波高の検討, 月刊 海洋科学, 12 (7), pp495-503
 羽鳥徳太郎, 1980b, 大阪府・和歌山県沿岸における宝永・安政南海道津波の調査, 地震研究所彙報, Vol.55, pp505-535
 羽鳥徳太郎, 1981, 高知県南西部の宝永・安政南海道津波の調査—久礼・入野・土佐清水の津波の調査—, 地震研究所彙報, Vol.56, pp143-145
 羽鳥徳太郎, 1983, 和歌山県湯浅・広に遡上了南海道津波の調査, 地震研究所彙報, Vol.58, pp187-206
 羽鳥徳太郎, 1985, 九州東部沿岸における

- 歴史津波の現地調査—1662 年寛文・1769 年明和日向灘・1707 年宝永・1854 年安政南海道津波—、地震研究所彙報, Vol.60, pp439-459
- 羽鳥徳太郎, 1988, 濑戸内海・豊後水道沿岸における宝永 (1707)・安政 (1854)・昭和 (1946) 南海道津波の挙動, 歴史地震, 4, pp37-46
- 羽鳥徳太郎, 2000, 三陸沖歴史津波の規模の再検討, 津波工学研究報告, 17, pp39-48
- 羽鳥徳太郎, 2003, 1677 年延宝房総沖津波の波高偏差, 歴史地震, 19, pp1-7
- 飯田汲事, 1979, 明応地震・天正地震・宝永地震・安政地震の震害と震度分布, 愛知県防災会議地震部会, pp1-109
- 今村明恒, 1938, 土佐に於ける宝永安政両度津波の高さ, 地震, 10, pp394-404
- 入江渭, 1972, 不運の松平忠恕 (島原大変), 島原の歴史 藩制編 第二章藩制, pp139-146
- 石橋克彦, 1985, 歴史地震研究で感じたこと, 歴史地震, 1, pp55-58
- 木村礎・藤野保・村上直, 1990, 藩史大事典 第 6 卷 中国・四国編, 雄山閣出版, pp1-600
- 木村礎・藤野保・村上直, 1988, 藩史大事典 第 7 卷 九州編, 雄山閣出版, pp1-599
- 国立歴史民俗博物館, 2000, 天下統一と城 (特別展図録)
- 村上仁士・島田富美男・伊東禎彦・山本尚明・石塚淳一, 1996, 四国における歴史津波 (1605 慶長・1707 宝永・1854 安政) の津波高の再検討, 自然災害科学, 15-1, pp75-88
- 武者金吉, 1941, 増訂大日本地震史料 第一卷, 文部省震災予防評議会, pp1-945
- 武者金吉, 1941, 増訂大日本地震史料 第二卷, 文部省震災予防評議会, pp1-756
- 武者金吉, 1951, 日本地震史料, 毎日新聞社, pp1-757
- 大森房吉, 1913, 本邦大地震概説, 震災予防調査会報告, 68, pp13-52
- 仙台市史編さん委員会, 2010, 仙台市史 特別編 8 慶長遣欧使節, 仙台市, pp1-625
- 寺石正路, 1893, 土佐國四四国大地震記, 地学雑誌, 5, pp231-237・286-292・342-347・492-500
- 東京大学地震研究所, 1982, 新収日本地震史料 第二卷, pp1-539
- 東京大学地震研究所, 1983, 新収日本地震史料 第三卷別巻, pp1-590
- 東京大学地震研究所, 1987, 新収日本地震史料 第五卷別巻五一二, pp1439-2528
- 都司嘉宣・松岡祐也, 2011, 歴史津波の調査研究に伴う文献・津波痕跡の信頼度評価について, 津波工学研究報告, 28, pp73-81
- 都司嘉宣・今井健太郎・堀江岳人・野々山浩介・岩渕洋子・今村文彦, 2012, 北海道における安政三年三陸北部沖地震津波の痕跡とその信頼度, 津波工学研究報告, 29(本誌)
- 都司嘉宣・今井健太郎・堀江岳人・野々山浩介・岩渕洋子・今村文彦, 2012, 北海道胆振・日高地方の津波に関するアイヌ口碑伝説の検証, 日本地球惑星科学連合大会 2012 年度連合大会予稿集
- 渡辺政弼, 2002, 深溝世紀 卷十五 定公上 卷十六 定公下, 島原市教育委員会, pp25-41